

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理システムの現状

第1節 ごみ処理システムの概要

本市では、家庭系ごみについては、可燃ごみ(普通ごみ)、資源ごみ(プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん・缶類、古紙・古布)、不燃ごみ(小型ごみ)、粗大ごみの収集・処理をしています。

会社・商店等事業活動に伴って排出される事業系ごみ(一般廃棄物)を市の処理施設に搬入する場合は、有料での自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入に限定しています。

本市から発生する可燃ごみは、門真市クリーンセンターの焼却施設で焼却処理していますが、令和5(2023)年度からは門真市クリーンセンターでの基幹的設備改良工事が始まり、ごみ処理が1炉体制に移行することから、ごみ焼却工場の整備・故障等で必要となるごみ処理について行政間の協力により事務委託しています。不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理施設で破碎処理しています。

資源ごみは、門真市立リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包等の処理をした後、資源化していましたが、施設の老朽化等から令和4(2022)年度末に門真市立リサイクルプラザのプラント部門を廃止し、令和5(2023)年度からはストックヤードでの保管・積替えのみを行い、民間事業者に委託し資源化しています。

焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス最終処分場)で最終処分をしています。

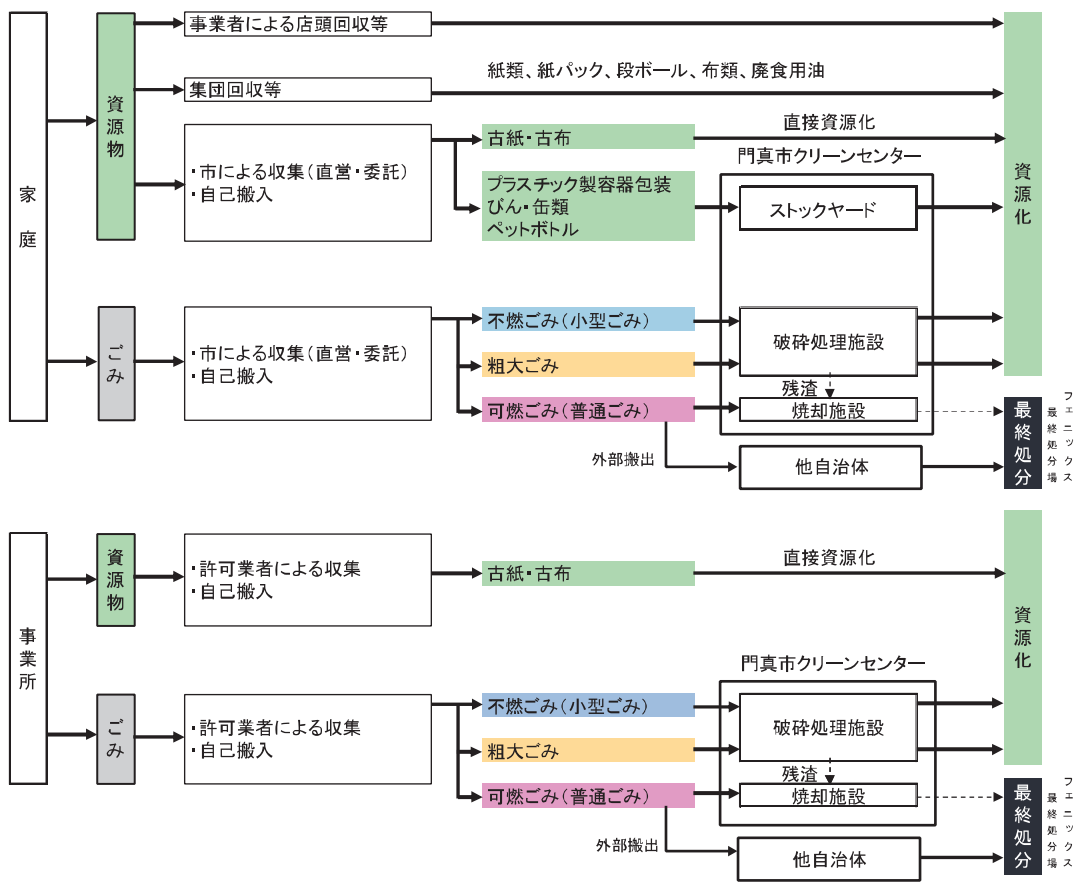


図 2-1 ごみの流れ(令和 5 (2023)年度実績)

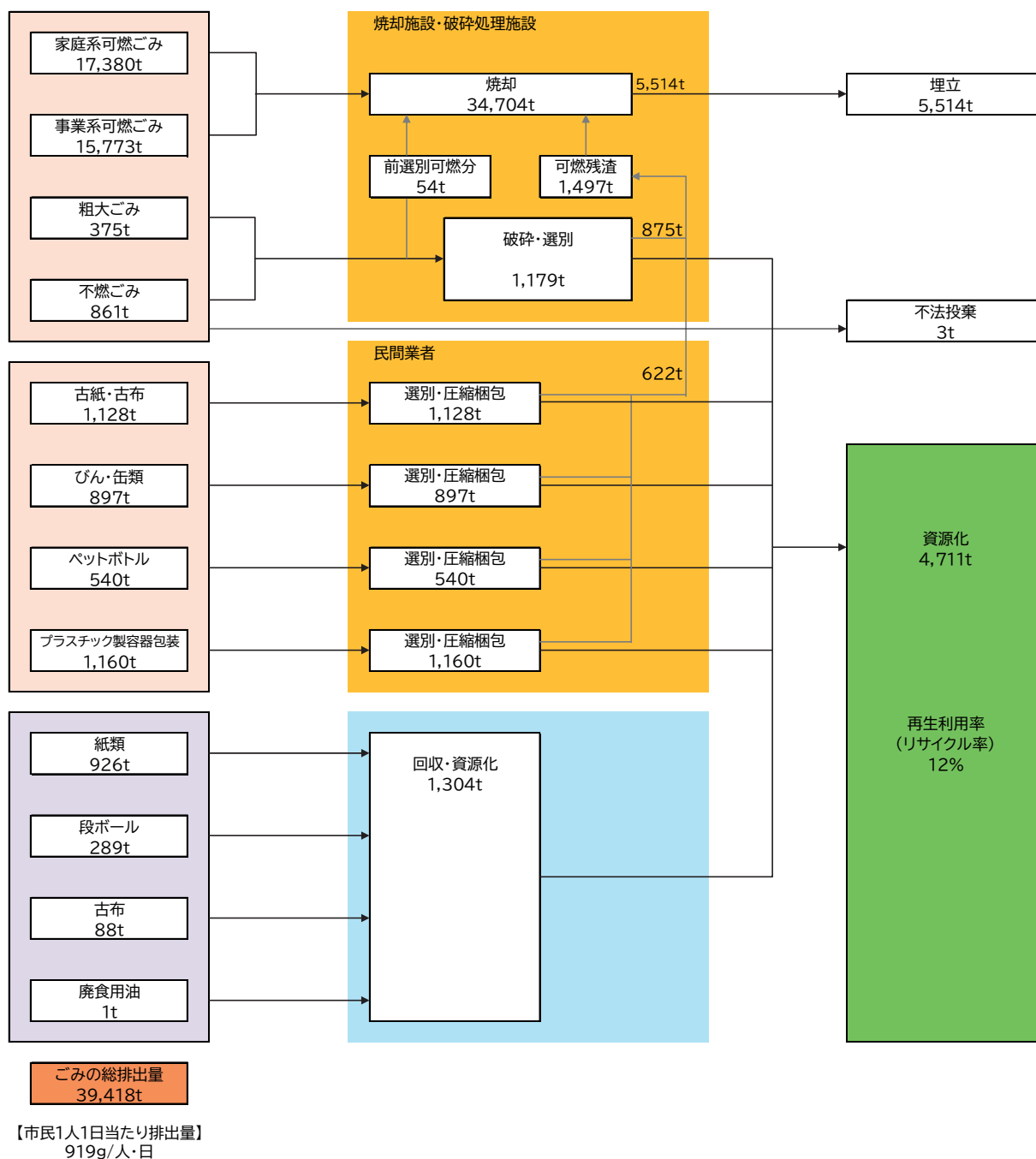


図 2-2 ごみ処理フロー(令和5(2023)年度実績)

なお、犬・猫等の動物の死体については、市による収集または自己搬入により有料で回収し、本市焼却施設で処理していますが、令和7(2025)年10月からは動物専用の民間施設に処理委託する方法も選択することができるよう検討しています。

第2節 ごみ処理施設の概要

本市のごみ焼却施設は第4号炉と第5号炉の2炉があり、第4号炉は平成12(2000)年度から平成14(2002)年度にかけて、ダイオキシン類対策工事を実施しました。なお、令和4(2022)年12月から令和7(2025)年3月にかけて、第5号炉を中心とした基幹的設備改良工事を行うことから、令和7(2025)年3月末で第4号炉を休止します。

また、平成14(2002)年3月に不燃物処理・資源化施設として、門真市立リサイクルプラザを整備しましたが、施設の老朽化などから、プラント部門で実施していたリサイクル事業については民間事業者へ委託することとし、令和4(2022)年度末に廃止しました。

表 2-1 門真市クリーンセンターの概要

名 称	門真市クリーンセンター
所 在 地	門真市深田町19番5号
敷地面積	約20,800㎡(都市計画決定面積)
建物面積	4,736㎡
焼却施設	第4号炉(令和7(2025)年3月末休止) 炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉 処理能力 144 t / 24 h 竣工 平成元(1989)年3月 改造工事 平成12(2000)年度～平成14(2002)年度 (ダイオキシン改造後 処理能力120 t / 24 h) 第5号炉 炉形式 全連続燃焼式ストーカ炉 処理能力 156 t / 24 h 竣工 平成8(1996)年3月 基幹的設備改良工事 令和4(2022)年12月～令和7(2025)年3月 飛灰処理 処理方式 重金属固定剤添加混練法 竣工 平成8(1996)年3月 排水処理施設 処理方式 凝集沈殿・キレート吸着法 処理水量 37.8 m³ / 24 h 竣工 平成8(1996)年3月
破碎処理施設	粗大ごみ処理施設 処理方式 衝撃剪断併用縦軸回転式破碎機 処理能力 30 t / 5 h 竣工 平成元(1989)年3月 基幹的設備改良工事 令和4(2022)年12月～令和7(2025)年3月 裁断機 処理能力 1 t / 1 h 竣工 平成4(1992)年3月
門真市立リサイクルプラザ	建物面積 2,664㎡ 建物構造等 地上5階地下1階 竣工 平成14(2002)年3月 【プラント部門】(令和4(2022)年度末廃止) 処理能力 40 t / 5 h 【プラザ部門】 ア 事業活動 リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発 リサイクルに係る講座、研修会等の開催 不用品の再生並びに再生品の展示及び提供 プラザの施設、器具、備品の提供 その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業 イ 施設内容 エントランスホール／事務室／イベント広場／展示ホール／ リサイクル工房／資料室／マルチホール・会議室

※令和7(2025)年3月末



図 2-3 門真市クリーンセンター



図 2-4 門真市立リサイクルプラザ

第3節 家庭系ごみ分別収集区分

本市では、家庭系ごみについては、可燃ごみ(普通ごみ)、資源ごみ(プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙・古布、ペットボトル)、不燃ごみ(小型ごみ)、粗大ごみの、7種9分別収集となっています。また、可燃ごみと粗大ごみについては、引越しや後片付け等で多量に出る場合は臨時ごみとして収集を行っています。

なお、小型家電、水銀使用廃棄物、使用済みステンレス製ボトル、家庭系廃食用油については、回収ボックスを設置して回収しています。

表 2-2 家庭ごみの分別収集区分

項目		分別名称		内容
家庭系ごみ	可燃ごみ	①普通ごみ		生ごみ、紙くず、草・葉、最大径が30cm以下のプラスチック製品、プラスチック蓋木箱、保冷用発泡スチロール、ぬいぐるみ、紙おむつ、履物・鞆、猫砂、使い捨てカイロ、自転車チューブ、資源化できない紙・布等
	資源ごみ	②プラスチック製容器包装		レジ袋、プラスチック製カップ・ボトル、包装用フィルム、緩衝材発泡スチロール、その他プラスチック類のリサイクルマーク掲載のもの等
		③びん・缶類	(1)びん類	空きびん
			(2)缶類	一斗缶未満の空き缶、簡易ガスボンベ・スプレー缶
		④古紙・古布	(1)古紙	新聞紙・雑誌・チラシ・ノート・ダンボール・包装紙・紙袋・牛乳パック等の紙類
			(2)古布	古着・タオル等の布製品
		⑤ペットボトル		リサイクルマークのついたペットボトル(ラベル、キャップはプラスチック製容器包装)
	不燃ごみ	⑥小型ごみ		金属類、陶磁器類、蛍光灯・電球、刃物、乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物、耐熱ガラス、クリスタル、枝(太さ5cm以下長さ1m以下)
	粗大ごみ	⑦粗大ごみ		最大径が30cm超の耐久消費財等
		臨時ごみ(可燃ごみ・粗大ごみ)		引越し、後片付け等で多量に出るごみ等

※令和6(2024)年4月1日現在

第4節 収集・運搬の現状

本市のごみ収集区分と収集体制を以下に示します。

なお、許可業者については、現行の収集体制において、処理計画における円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令の整備により必要が生じた場合等を除いて、新規許可は行わない方針としています。

表 2-3 ごみの収集区分と収集体制

項目		分別名称	収集回数	収集方法等	収集方式	収集体制
家庭系 ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	週2回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋	戸別・ ステーション方 式	直営 (一部委託)
	資源ごみ	プラスチック製 容器包装	週1回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋		
		びん・缶類	週1回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋		
		古紙・古布	月1回 (3束/回まで)	・古紙：紐結束 ・ダンボール：50cm以下に折り畳み十 字結束 ・古布：45ℓ以下の無色透明・白色半 透明袋		
		ペットボトル	月2回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋 ・キャップ：小袋に入れて「プラスチッ ク製容器包装」として排出 ・ラベル：「プラスチック製容器包装」 として排出		
	不燃ごみ	小型ごみ	月1回 (傘4本/回、 枝2束/回)	45ℓ以下の無色透明・色半透明袋 ・割れ物等の危険物：紙に包んで「キ ケン」表示 ・乾電池・ライター類・水銀使用廃棄 物：別袋 ・枝：結束	原則戸別	
	粗大ごみ	粗大ごみ	事前予約制	処理券貼付		
	臨時ごみ		事前予約制	申し込みの都度		
事業系ごみ			随時		許可業者	
持込みごみ		家庭系ごみ	自己搬入			
		事業系ごみ	自己搬入			
その他	処理の申込があったもの		自己搬入			
	不明のもの		通報の都度			直営

※令和6(2024)年4月1日現在

第5節 ごみ処理等の体制

環境水道部(環境関係)の令和6(2024)年4月の組織構成を以下に示します。

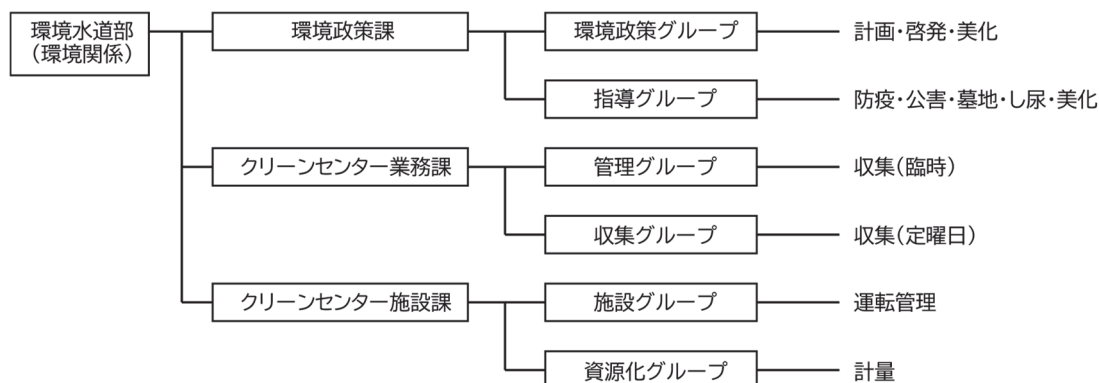


図 2-5 環境水道部(環境関係)の組織構成

なお、門真市クリーンセンターの運転業務は、直営及び一部民間委託により実施してきましたが、より安定的かつ効率的な事業運営を行うため、令和5(2023)年度から基幹的設備改良工事を実施することに合わせて、令和12(2030)年度までの運転管理業務をDBO方式により民間委託しました。

第6節 収集車両台数・職員数の現状

ごみ収集のための車両台数及び職員数を以下に示します。

表 2-4 収集車両台数及び職員数

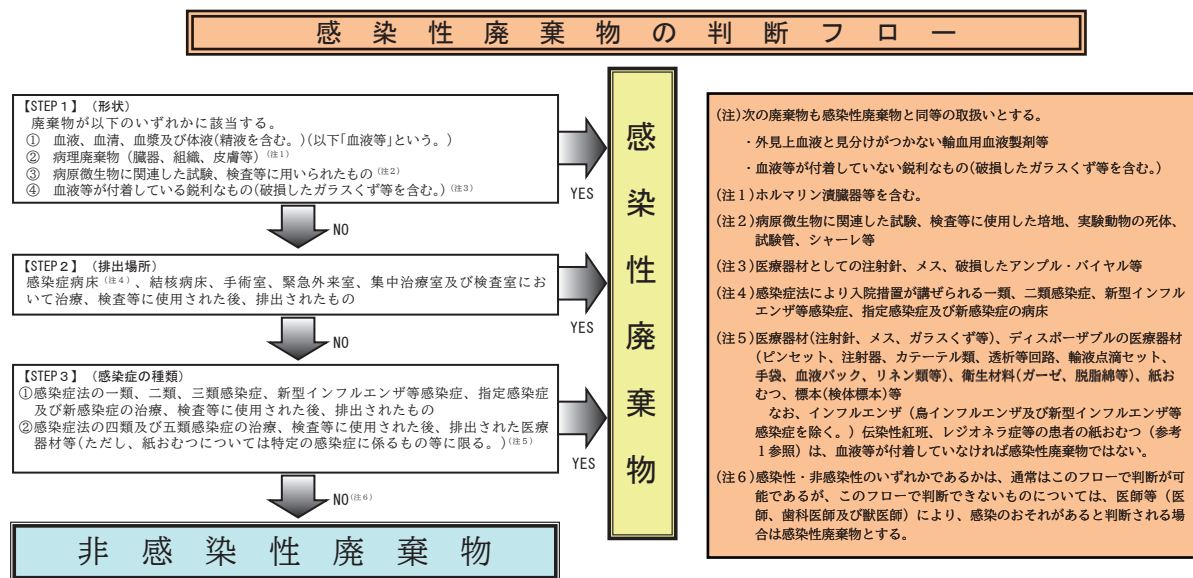
車種等			普通ごみ収集用 (定曜日収集用)	臨時	計
車両台数	パッカー車	2 t	9	1	10
	ダンプ車	0.35t	4	1	5
		1 t	1	0	1
		2 t	1	1	2
	計		15	3	18
収集職員数			収集グループ30名／管理グループ10名		

※令和6(2024)年4月1日現在

第7節 適正処理が困難なものへの対応

適正処理困難物については、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例（平成5（1993）年門真市条例第23号）の規定に基づき指定します。また、適正処理困難物は、排出者が自ら処理又は専門業者・工事業者・購入店等に依頼する等して処理しなければならないものとし、特定家庭用機器再商品化法（平成10（1998）年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）や資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3（1991）年法律第48号）等に規定される処理体制が整備されているものに関しては、排出者が自ら規定の手続きを確認し、処理しなければならないものとします。

なお、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（環境省環境再生・資源循環局 令和5（2023）年5月改訂）に従い、適正処理を推進します。



出典：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（令和5（2023）年5月改訂 環境省環境再生・資源循環局）

図 2-6 感染性廃棄物の判断フロー

第2章 ごみ排出量及び処理量の現状

第1節 ごみ総排出量

本市の令和5(2023)年度のごみ総排出量は39,418 t(1人1日当たり排出量919 g/人・日)であり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で8,367 t(約18%)減少しています。

種別ごとにみると、令和5(2023)年度のごみ総排出量は21,926 t、事業系ごみは16,188 t、集団回収1,304 tとなっており、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で家庭系ごみは3,319 t(約13%)、事業系ごみは3,308 t(約17%)、集団回収は約1,740 t(約57%)減少しています。

令和5(2023)年度のごみ総排出量における各種別の割合は、家庭系ごみが55.7%、事業系ごみが41.0%、集団回収が3.3%となっており、平成26(2014)年度時(家庭系ごみ52.8%、事業系ごみ40.8%、集団回収6.4%)と比べ、家庭系ごみの占める割合がやや増加しています。

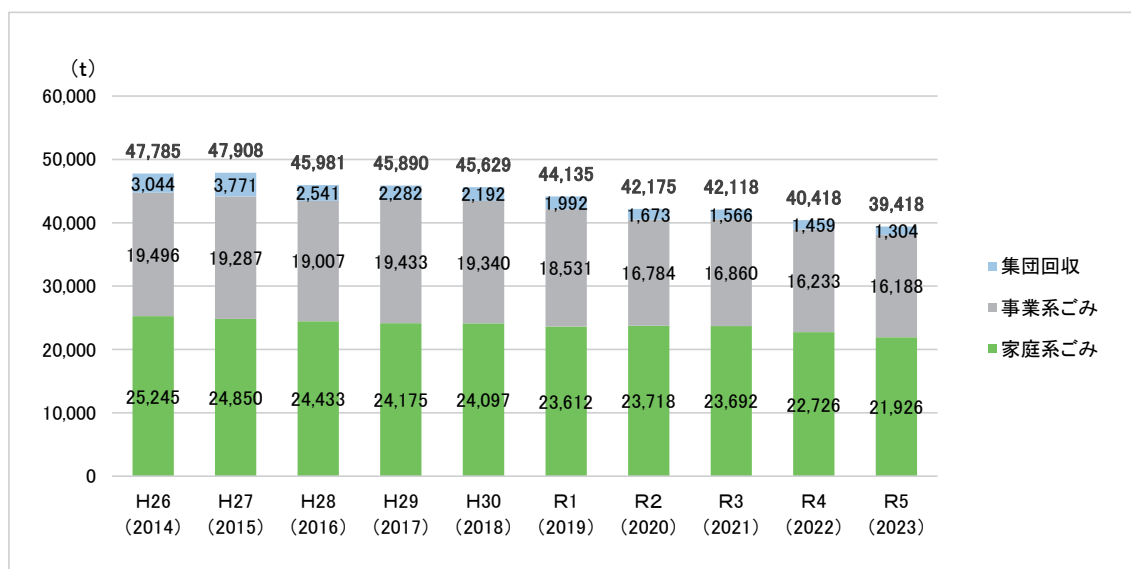


図 2-7 ごみ総排出量の推移



第2節 区分別排出量の推移

(1) 家庭系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は17,380 t となっています。不燃ごみと資源ごみは増減を繰り返して推移し、粗大ごみは減少傾向にあります。

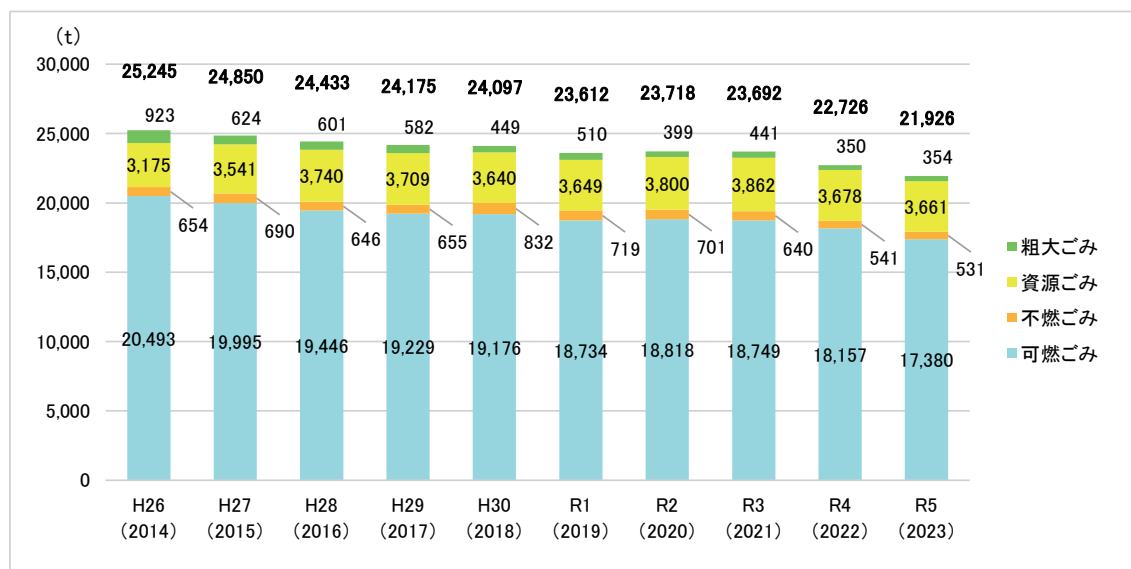


図 2-8 家庭系ごみ区分別排出量

(2) 事業系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは令和2(2020)年度以降大きく減少し、令和5(2023)年度は15,773 t となっています。不燃ごみは増減を繰り返して推移し、資源ごみと粗大ごみはいずれも減少傾向となっています。

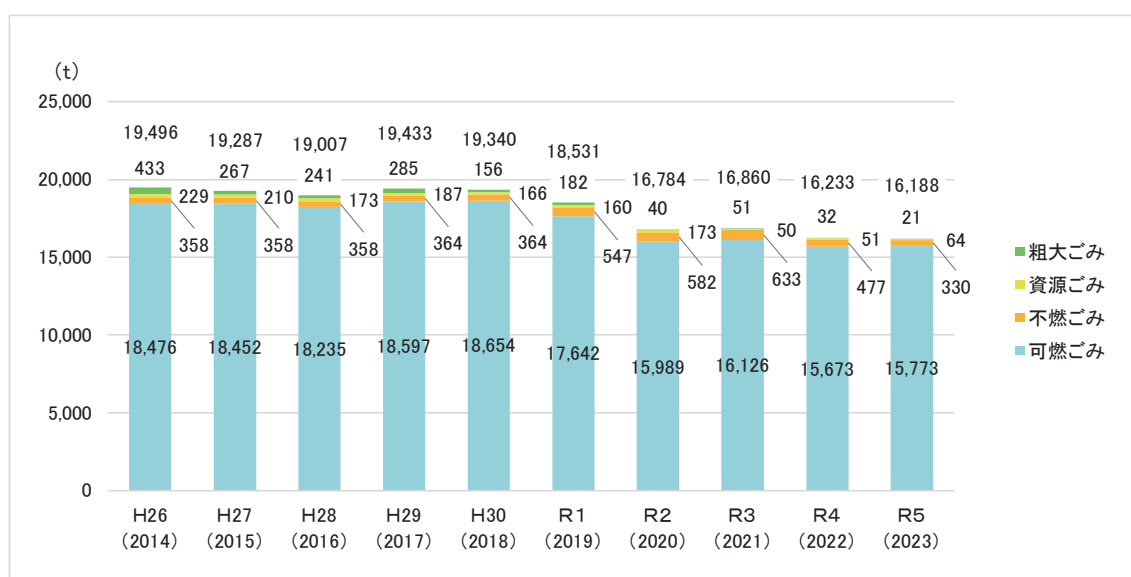


図 2-9 事業系ごみ区分別排出量

(3) 資源ごみの内訳

資源ごみは平成27(2015)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は5,029 t となっています。家庭系資源ごみは横ばいで、事業系資源ごみと集団回収はいずれも減少傾向となっています。

家庭系資源ごみの内訳は、大幅は増減はなく、ほぼ横ばいで推移しています。

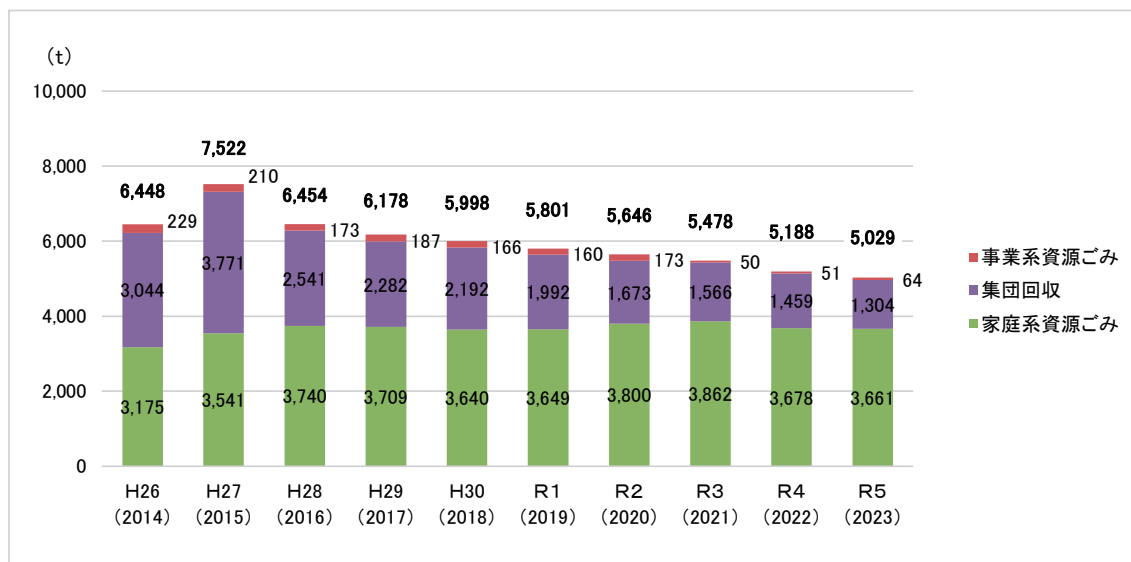


図 2-10 資源ごみの推移

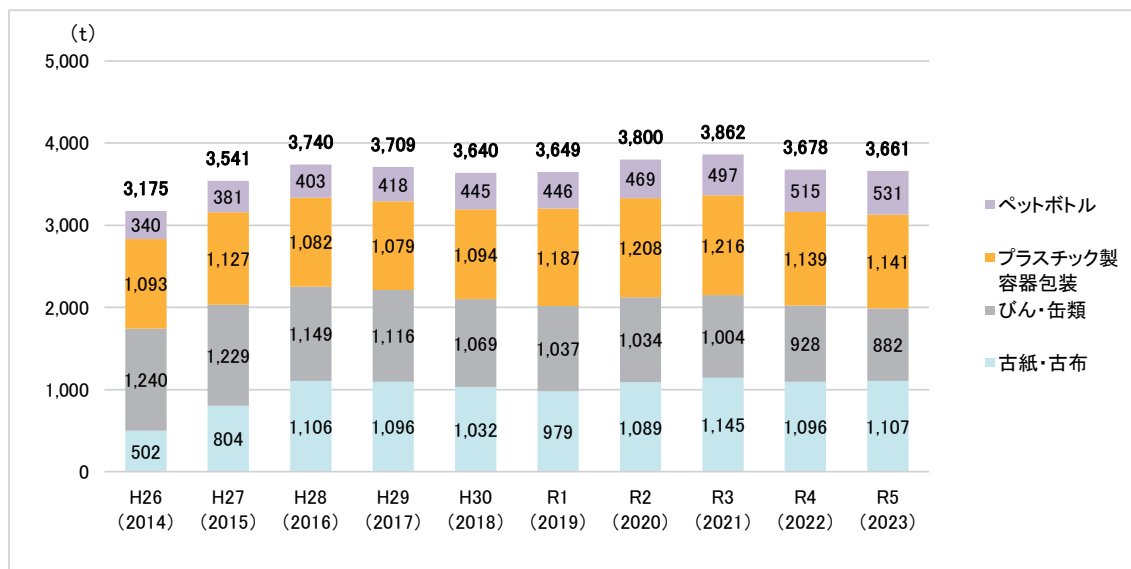


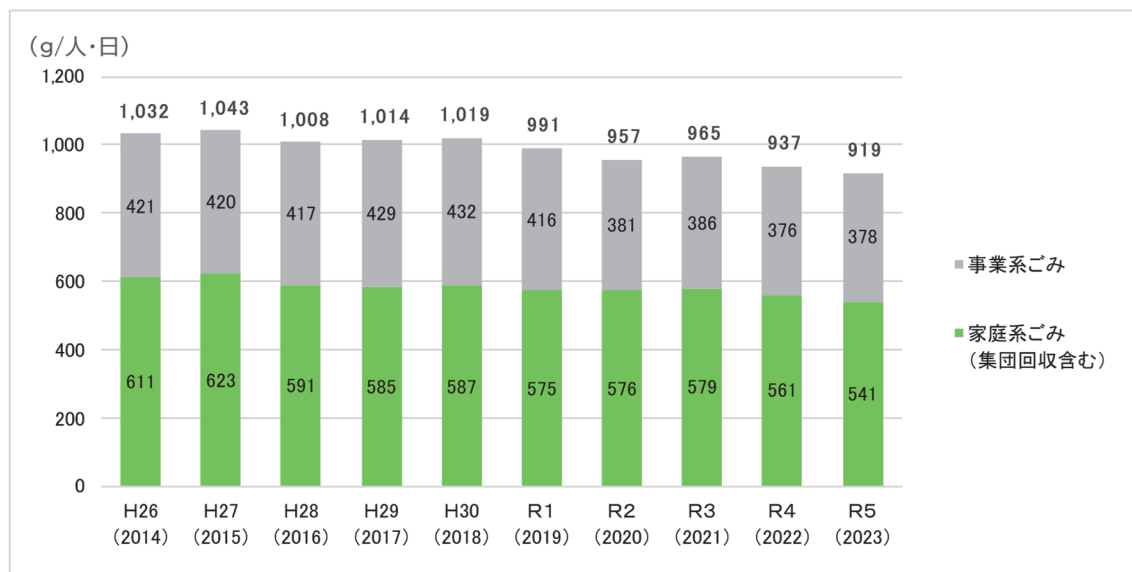
図 2-11 家庭系資源ごみ(内訳)の推移

第3節 市民1人1日当たりごみ排出量

(1) 総排出量

令和5(2023)年度の市民1人1日当たりのごみ総排出量は919gであり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で約11%減少しています。

事業系ごみ、家庭系ごみともに、前年度より増加している年度もありますが、全体として減少傾向にあり、この10年間で家庭系ごみは約11%、事業系ごみは約10%減少しています。



- ・家庭系1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)=(収集ごみ+集団回収量)×1,000,000÷総人口÷年間日数
- ・事業系1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)=収集ごみ×1,000,000÷総人口÷年間日数

図2-12 市民1人1日当たりの総排出量の推移

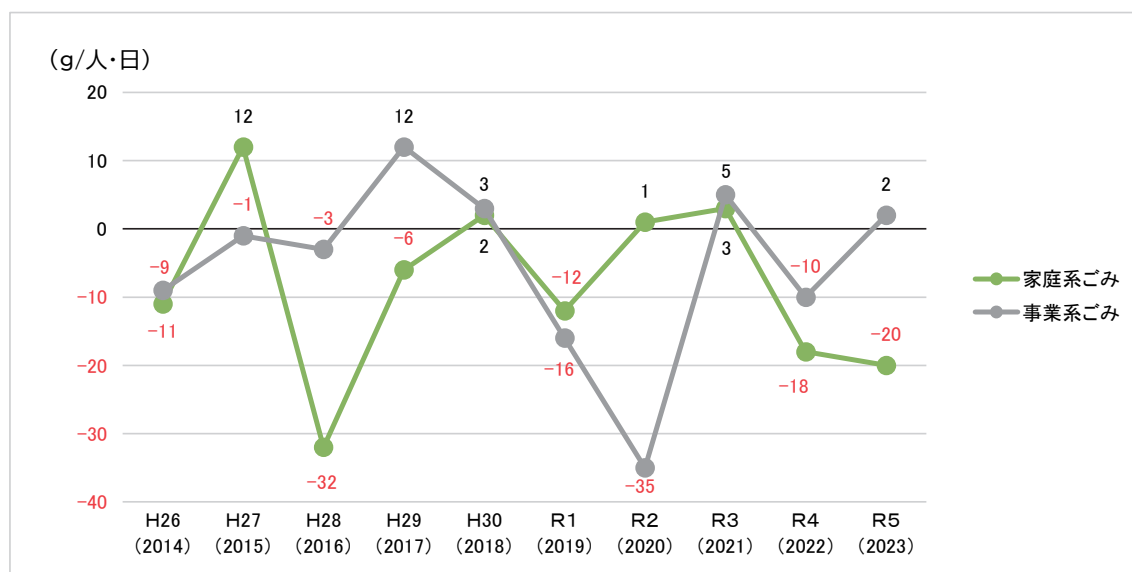


図2-13 市民1人1日当たりの排出量の推移 前年度比増減量

(2) 家庭系ごみ排出量

令和5(2023)年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)は426g/人・日であり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で約11%減少しています。そのうち可燃ごみは、この10年間で約8%、粗大ごみは約60%減少し、不燃ごみは横ばいとなっています。



図 2-14 市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)

(3) 家庭系資源ごみ排出量・集団回収量

令和5(2023)年度の家庭系資源ごみ排出量は85g/人・日であり、平成28(2016)年度以降、ほぼ横ばいです。

令和5(2023)年度の集団回収量は30g/人・日であり、平成27(2015)年度以降、減少傾向にあります。



図 2-15 市民1人1日当たり家庭系資源ごみ・集団回収量

(4)事業系ごみ排出量

令和5(2023)年度の市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量は378g/人・日であり、過去10年間でやや減少傾向にあります。

可燃ごみは近年365g/人・日前後で推移していますが、この10年間で約30g/人・日減少しています。不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては、横ばいかやや減少傾向となっています。

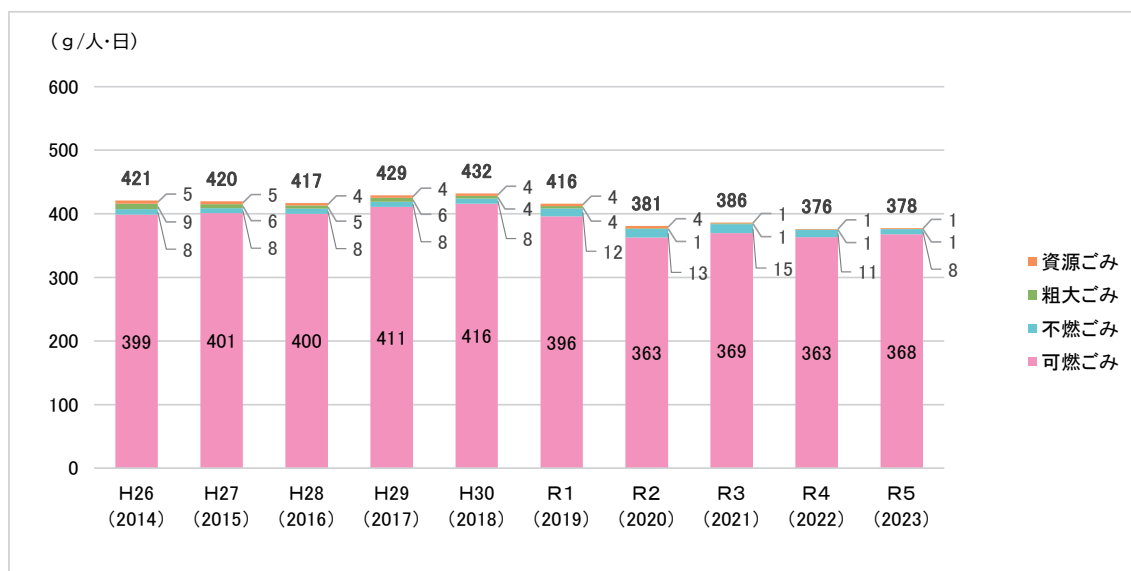


図 2-16 市民1人1日当たり事業系ごみ排出量

第4節 ごみ処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量は平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は合計で34,704 tとなっています。平成26(2014)年度と比較してこの10年間で約17%減少しています。

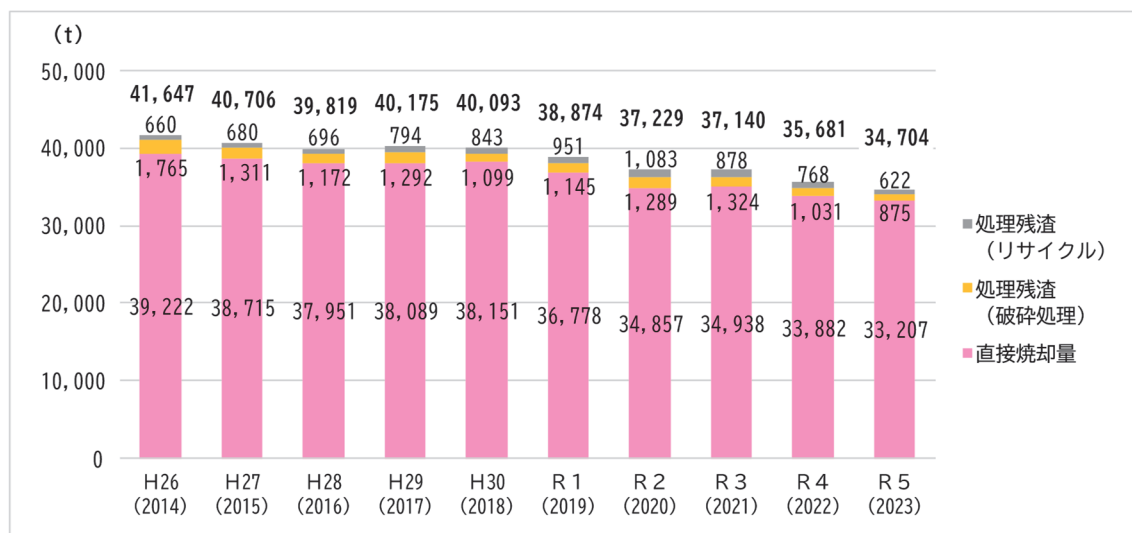


図 2-17 焼却処理量の推移

(2) 焼却対象ごみ質の動向

焼却対象ごみ質の動向は下図のとおりであり、三成分の内訳をみると、可燃分が最も多く(約40～50%)、次いで水分(約41～46%)、灰分(約8～19%)の順となっています。乾ベースの内訳をみると、年によってばらつきがみられますが、令和5(2023)年度では紙類・古布が約49%で最も多く、次いでプラスチック・ビニール類・ゴム・皮革類が約26%となっています。

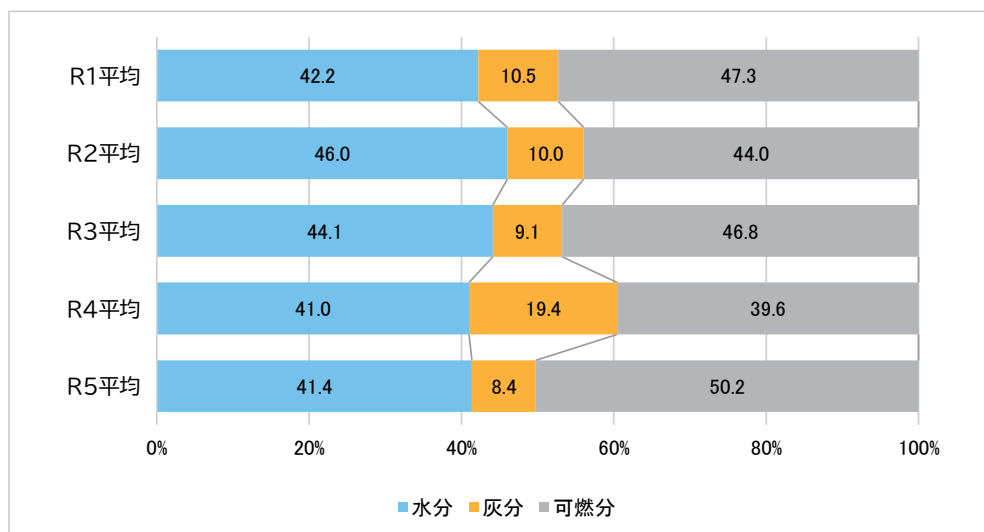


図 2-18 焼却対象ごみの内訳(三成分)

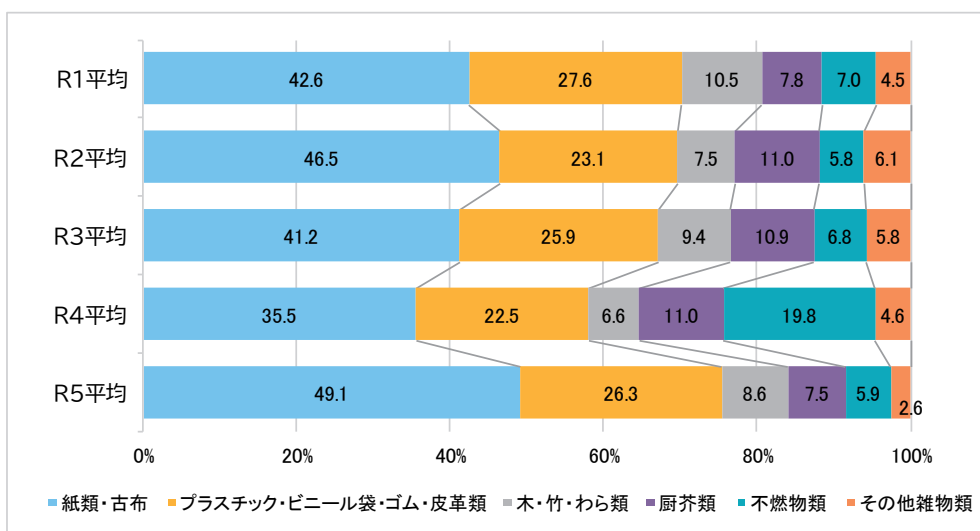


図 2-19 焼却対象ごみの内訳(乾ベース)

(3)焼却以外の中間処理量

焼却以外の中間処理量は、破砕処理施設における粗大ごみの破砕処理のほか、リサイクルプラザ及び民間事業者(委託)における資源ごみの選別・圧縮梱包の処理量です。

リサイクルプラザのプラント部門で実施していた資源ごみの選別・圧縮梱包処理については、施設の老朽化などから、令和4(2022)年度末に廃止し、以後民間事業者に委託しています。

令和5(2023)年度における焼却以外の中間処理量の総量としては、平成26(2014)年度から令和3(2021)年度はほぼ横ばいで、その後は減少しています。

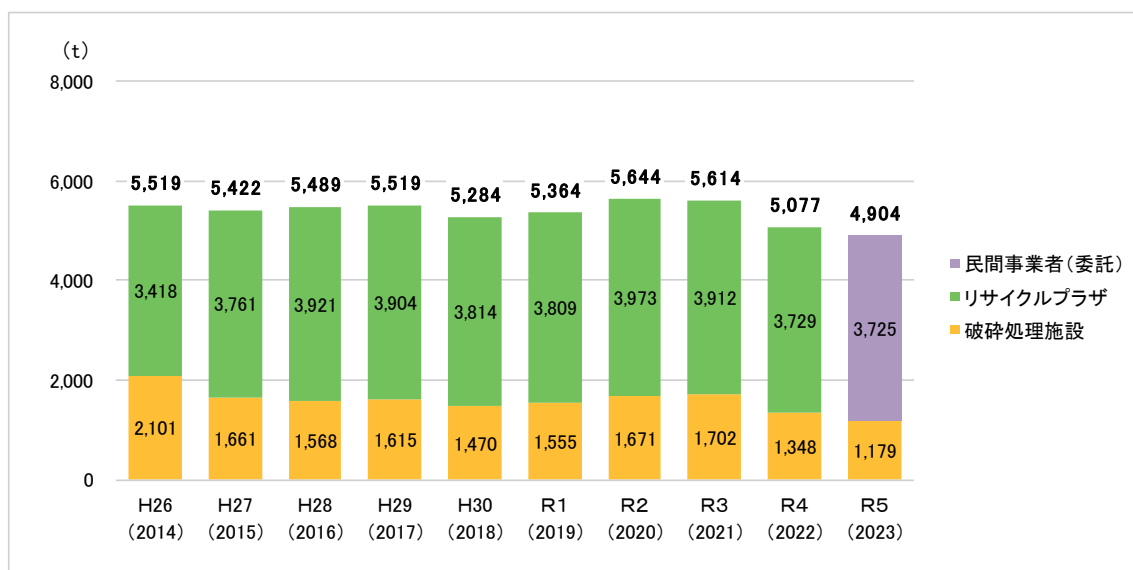


図 2-20 焼却以外の中間処理量の推移

(4) 資源化量

令和5(2023)年度における資源化量は4,711 tで、集団回収量は平成27(2015)年度以降、減少傾向で推移しています。また、中間処理後再生利用量はほぼ横ばいで推移しています。

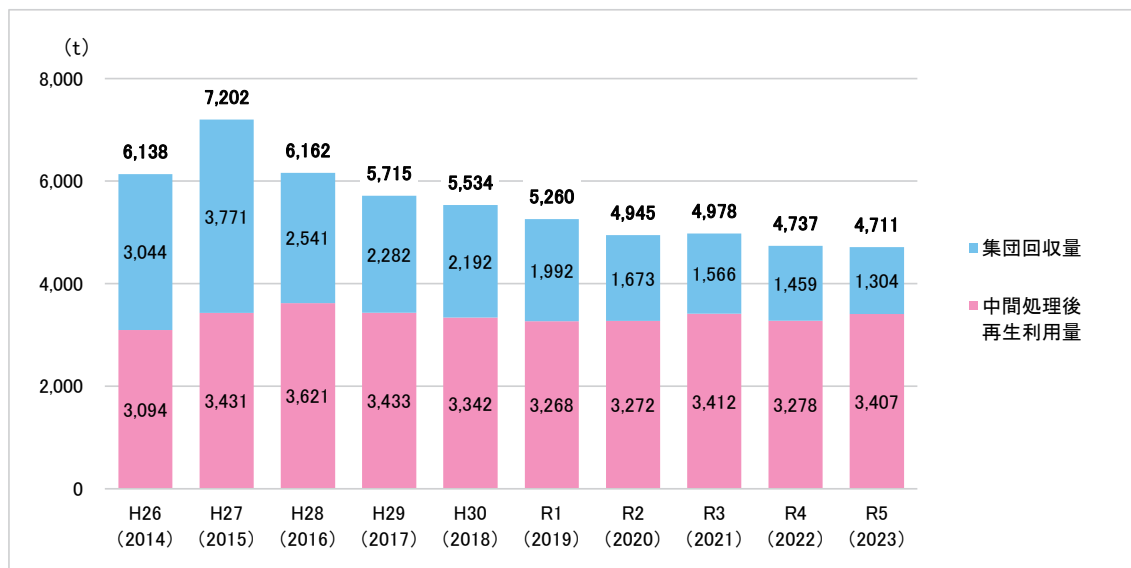


図 2-21 資源化量の推移

(5) 最終処分量

最終処分量は、焼却施設で発生した焼却残渣の埋立処分量のみであり、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)での埋立処分しています。令和5(2023)年度における最終処分量5,514 tで、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。

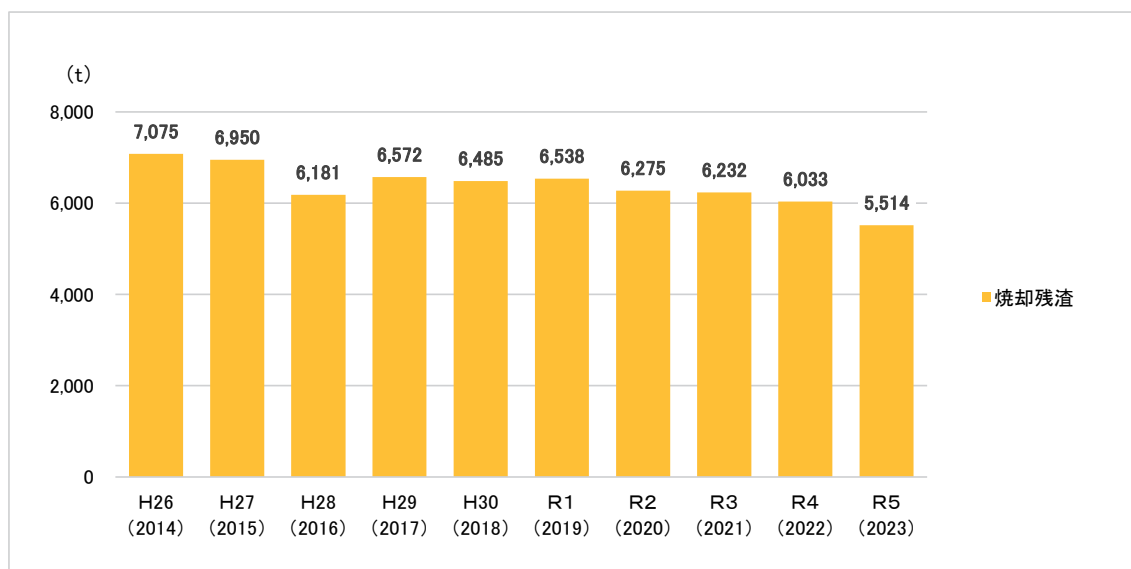


図 2-22 最終処分量の推移

第5節 全国類似都市及び大阪府のごみ排出状況との比較

「令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)」に基づき、令和4(2022)年度のごみ発生状況について、全国類似都市及び大阪府の平均との比較を行いました。

なお、全国類似都市は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和4(2022)年度実績版)」(環境省)を用いて、人口80,000人以上120,000人未満の市町村で、都市形態・人口区分・産業構造が類似している66市町村を抽出しました。

比較の結果、本市は「1人1日当たり事業系ごみ排出量」が全国類似都市及び大阪府の平均と比較して多いこと、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」が全国類似都市の平均と比較して少ないこと、大阪府の平均と比較して多いという特徴があることがわかりました。以下に詳細を示します。

1人1日当たりのごみ総排出量は、大阪府の平均より38g/人・日、全国類似都市の平均より86g/人・日それぞれ多くなっています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、大阪府の平均より26g/人・日多く、全国類似都市の平均より65g/人・日少なくなっています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、大阪府の平均より12g/人・日、全国類似都市の平均より151g/人・日それぞれ多くなっています。

表2-5 1人1日当たりごみ総排出量、家庭系・事業系ごみ排出量(令和4(2022)年度)

区 分	ごみ総排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ排出量 (集団回収量含む) (g/人・日)	事業系ごみ排出量 (g/人・日)
門 真 市	937	561	376
大 阪 府	899	535	364
全国類似都市	851	626	225

出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

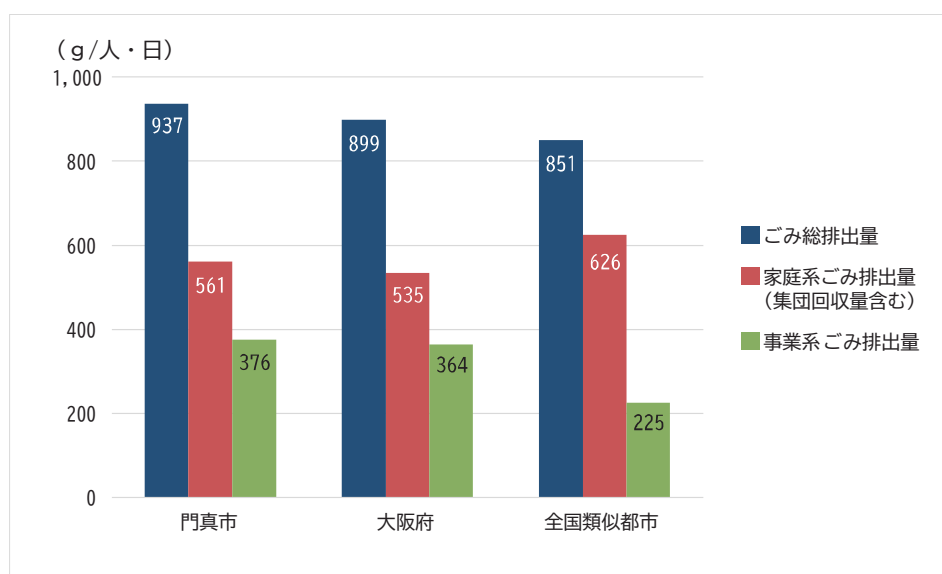


図2-23 1人1日当たりごみ総排出量、家庭系・事業系ごみ排出量(令和4(2022)年度)

第6節 北河内7市との比較

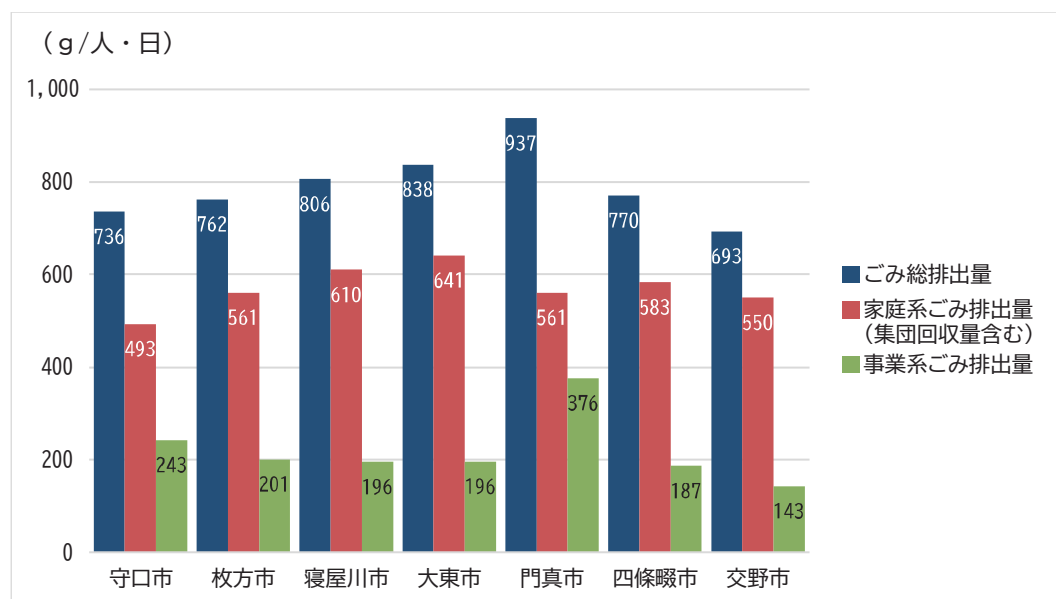
令和4(2022)年度のごみ発生状況について、北河内7市(守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)でも比較を行いました。

比較の結果、本市は「1人1日当たりごみ総排出量」が7市中最も多く、その内訳をみると、「家庭系ごみ排出量」は7市平均の値を下回っていますが、「事業系ごみ排出量」が他市よりも多いことが特徴となっています。

表 2-6 1人1日当たりごみ排出量の比較(北河内7市 令和4(2022)年度)

区 分	ごみ総排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ排出量 (集団回収量含む) (g/人・日)	事業系ごみ排出量 (g/人・日)
守口市	736	493	243
枚方市	762	561	201
寝屋川市	806	610	196
大東市	838	641	196
門真市	937	561	376
四條畷市	770	583	187
交野市	693	550	143
北河内7市平均	789	571	218

出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)



出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図 2-24 1人1日当たりごみ排出量の比較(北河内7市 令和4(2022)年度)

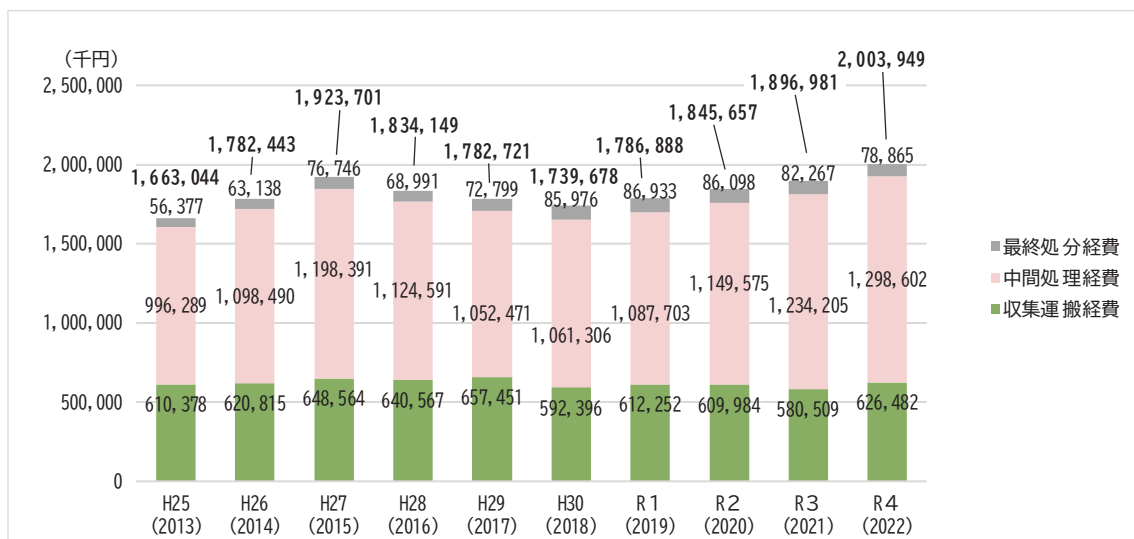
第3章 ごみ処理費用の現状

第1節 ごみ処理費用の現状

本市における令和4(2022)年度のごみ処理費用総額は約20億円(建設改良費、一般職人件費を除く)であり、この10年間で21%増加しています。

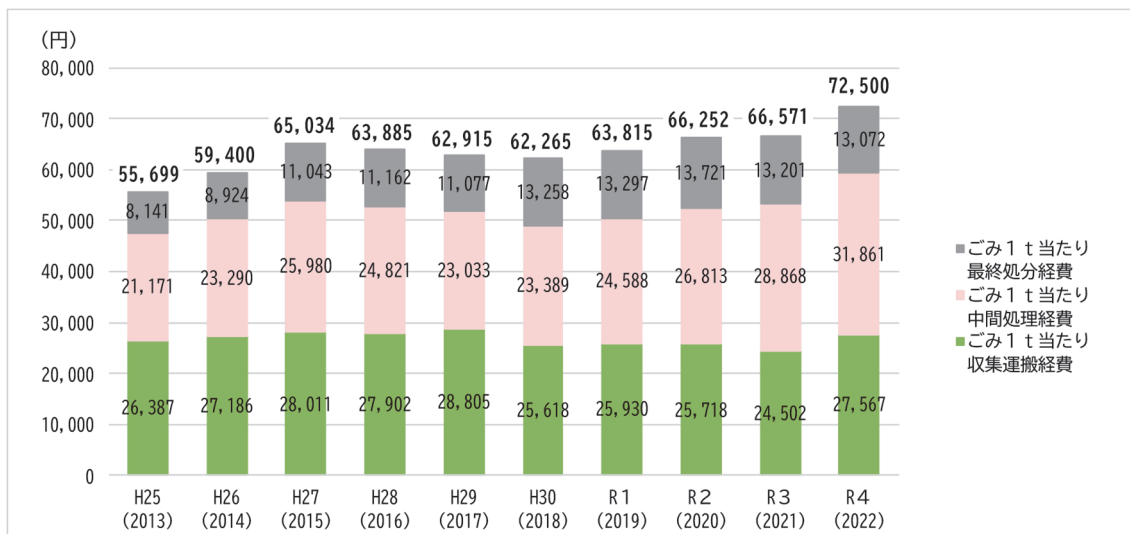
ごみ1t当たりの処理費用(建設改良費、一般人件費を除く)は72,500円、うち中間処理費用は31,861円となっています。

収集運搬費用及び最終処分費用は概ね横ばいで推移していますが、中間処理費用は令和2(2020)年度以降大きく増加しています。



※廃棄物処理事業経費のうち、「建設改良費」は含まない。また「人件費」のうち、「一般職」は含まない。
出典：平成25(2013)～令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図2-25 ごみ処理費用の推移



※廃棄物処理事業経費のうち、「建設改良費」は含まない。また「人件費」のうち、「一般職」は含まない。
出典：平成25(2013)～令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図2-26 ごみ1t当たりの処理費用の推移

第2節 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料のうち、粗大ごみについては、粗大ごみ処理券により徴収しています。粗大ごみ処理券は、クリーンセンター業務課、南部市民センター及び本市が委託している粗大ごみ処理券取扱店で購入することができます。また、排出者が自ら市長の指定する場所へ搬入し、本市が処分のみをするものについては、クリーンセンター業務課の窓口で直接料金を徴収しており、それ以外のごみ処理手数料については、収集の際に徴収しています。

表 2-7 ごみ処理手数料

種別	区分				単位	手数料
一般廃棄物	収集、運搬及び処分をするもの（一般家庭から生じたものに限る）	粗大ごみ以外	定時	排出量が常時1日平均10kg以上のもの	10kgにつき	100円
			随時	臨時で申込みのあったもの		
		粗大ごみ	定時	1回に排出する粗大ごみの点数が5点以内のもの	1点につき	1,500円を超えない範囲内で規則で定める額
			随時	臨時で申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみの点数が5点を超えるもの		2,250円を超えない範囲内で規則で定める額
	処分のみをするもの	市長の指定する場所へ搬入するもの			10kgにつき	90円
特定家庭用機器廃棄物	収集及び運搬をするもの				1台につき	3,500円
	市長の指定する場所へ搬入するもの					1,800円
犬猫等の死体	随時に市長の指定する場所へ搬入するもの				1頭につき	500円

※令和6(2024)年4月1日現在

※手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

※重量制で手数料の定まっているもので重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合において、その手数料の額は、次に定めたとおりとする。

(1) 収集、運搬及び処分をするもの 1立方メートルにつき 3,000円

(2) 処分のみをするもの 1立方メートルにつき 1,500円

※手数料を算出する基礎となる数量が1単位に満たない端数は、1単位に繰り上げて計算する。

※粗大ごみとは、その最大の辺の長さ又は径が30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。

※特定家庭用機器廃棄物とは、家電リサイクル法の対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機をいう。

※し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正する。

出典：門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)

平成26(2014)年度～令和5(2023)年度のごみ処理手数料の推移を以下に示します。

表 2-8 ごみ処理手数料等の推移

年度	歳入(円)			合計(円)
	塵芥処理手数料	犬猫等死体 処理手数料	粗大ごみ 処理手数料	
平成 26(2014)	100,186,675	170,500	8,758,743	109,115,918
平成 27(2015)	138,848,495	149,000	7,589,100	146,586,595
平成 28(2016)	135,449,500	164,000	7,606,498	143,219,998
平成 29(2017)	136,952,215	139,500	8,088,900	145,180,615
平成 30(2018)	178,423,840	133,800	10,273,200	188,830,840
令和元(2019)	175,960,900	150,500	10,903,700	187,015,100
令和 2(2020)	162,650,450	126,000	12,312,900	175,089,350
令和 3(2021)	160,298,440	117,000	15,190,500	175,605,940
令和 4(2022)	154,439,930	116,500	11,934,300	166,490,730
令和 5(2023)	153,590,480	119,500	11,550,900	165,260,880

※塵芥処理手数料には特定家庭用機器廃棄物処理手数料を含む

第4章 ごみ減量化の現状

第1節 前回計画の目標達成状況

前回計画時(平成22(2010)年3月)に設定した中間目標年度(平成26(2014)年度)及び最終目標年度(令和元(2019)年度)の各種ごみ量目標値と実績の比較より、目標達成状況を確認しました。

(1)ごみ排出量・排出量原単位

最終目標年度のごみ排出量について、家庭系ごみは目標値より1,088 t、事業系ごみは目標値より778 t 少なくなっており目標を達成しました。

排出量原単位をみると、家庭系ごみは目標値より約8.6 g/人・日、事業系ごみについては目標値に対して約5.1 g/人・日少なくなっており目標を達成しました。

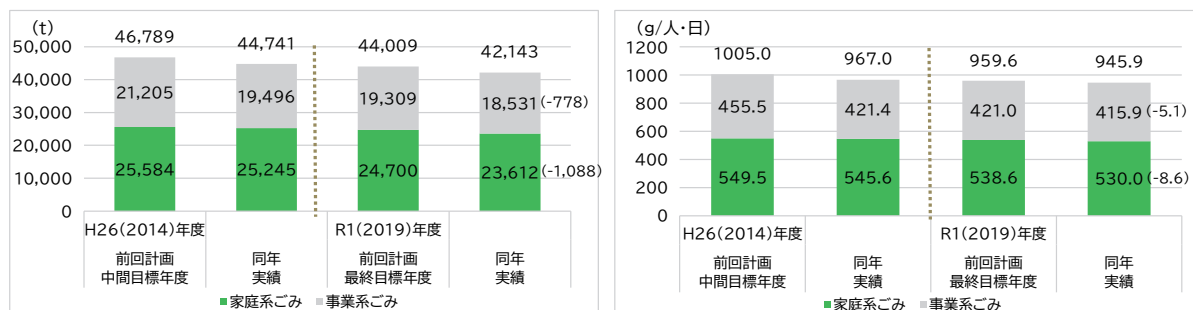


図 2-27 ごみ排出量及び排出量原単位の前回計画目標値と実績の比較

(2) 集団回収量(ごみになる前の資源化量)

最終目標年度の集団回収量は、目標値より2,319 t 少なく、目標を達成できませんでした。推移としても、減少傾向にあります。

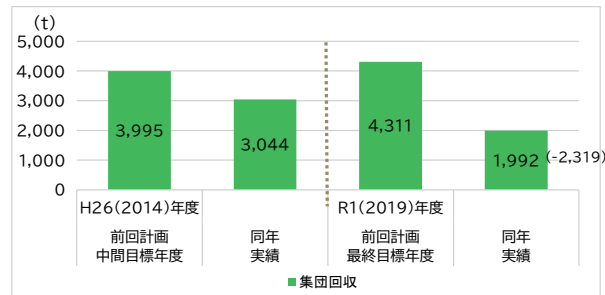


図 2-28 集団回収量の前回計画目標値と実績の比較

(3) 資源ごみ量(ごみとなった後の資源化量)・資源ごみ排出量原単位

最終目標年度の資源ごみ量について、家庭系ごみは目標値より約455 t 多くなり目標を達成しました。一方事業系ごみは目標値より約222 t 少くなり目標を達成できませんでした。

排出量原単位をみると、家庭系ごみは目標値より約12.3 g/人・日多く目標を達成しているのに対し、事業系ごみは目標値に対して約4.7 g/人・日少なく目標を達成できませんでした。

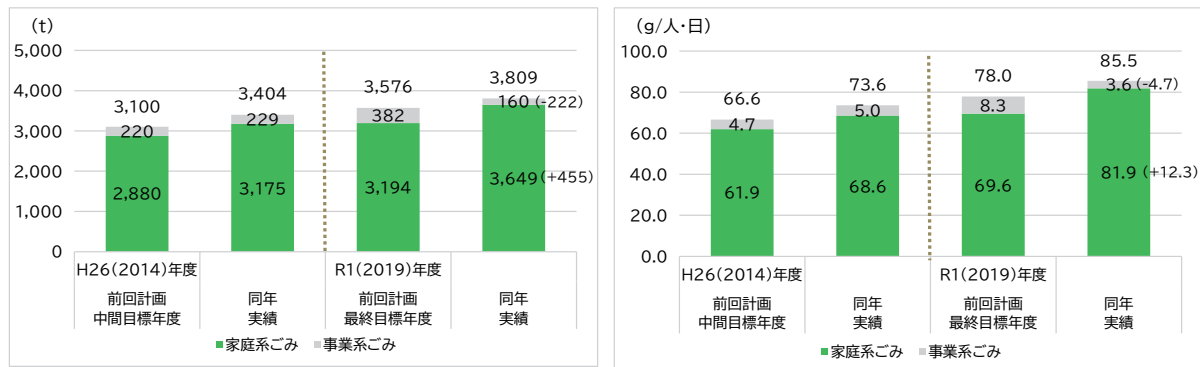


図 2-29 資源ごみ量及び資源ごみ排出量原単位の前回計画目標値と実績の比較

前回計画目標値の達成状況は以下のとおりで、特に事業系ごみに関して目標が達成できておらず、その理由として事業系ごみに対する施策が十分に実施できていないことが考えられます。

表 2-9 前回計画目標値と実績の比較

項目	単位	前回計画中間目標年度 H26(2014) 年度	同年実績	前回計画最終目標年度 H31(2019) 年度	同年実績	達成 状況	備考
人口		127,548	126,756	125,305	121,728	—	
事業所数		—	5,868	—	5,462	—	※1
従業員数		—	75,192	—	65,823	—	※1
①ごみ排出量	t	46,789	44,741	44,009	42,143	○	
家庭系	t	25,584	25,245	24,700	23,612	○	集団回収は含まない
事業系	t	21,205	19,496	19,309	18,531	○	※2
①ごみ排出量原単位	g/人・日	1,005.0	967.0	959.6	945.9	○	
家庭系	g/人・日	549.5	545.6	538.6	530.0	○	集団回収は含まない
事業系	g/人・日	455.5	421.4	421.0	415.9	○	※2
②ごみになる前の資源化量	t		—	—			
家庭系	t	3,995	3,044	4,311	1,992	×	※3
事業系	t	14,220	—	15,470	—	—	既存リサイクル量
③ごみとなった後の資源化量	t	3,100	3,404	3,576	3,809	○	=資源ごみ量(直接搬入の資源化分を含む)
家庭系	t	2,880	3,175	3,194	3,649	○	
事業系	t	220	229	382	160	×	※2
③ごみとなった後の資源化量原単位	g/人・日	66.6	73.6	78.0	85.5	○	
家庭系	g/人・日	61.9	68.6	69.6	81.9	○	
事業系	g/人・日	4.7	5.0	8.3	3.6	×	※2

※1 前回計画設定数なし。実績は「門真市統計書(平成29(2017)年版)」より、平成26(2014)年度実績欄には同年度の値、H30(2018)年度実績欄には平成28(2016)年度実績値(最新の統計データ)を記載した。

※2 原因として、直接資源化される量が増加したためと思われる。

※3 集団回収量：前回計画「ごみになる前の資源化量」のうち、「生ごみ堆肥化量」を除いた量。

第2節 市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みの現状

計画策定時において実施するものとした主要なごみ減量化等の取り組みについて、現在、本市で実施されている市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みの状況を以下に整理します。

(1)市民の3R行動をみんなで支える仕組みの確立

- 市民・事業者・門真市の三者が連携して3R行動(マイバッグ持参運動、環境に配慮した店舗拡大、古紙のまちかど回収拠点の整備等)に取り組めるよう、門真市がコーディネート機能を発揮して、関係者間の連携・協力を図っていくとともに、公民協働を進めていきます。
- 家庭の環境に配慮した行動、地域の自主的なごみ減量活動を支援するために、情報提供、環境教育の充実、活動拠点の拡充、助成の充実等を図っていきます。

計画策定時の内容	実施した取り組み	取り組みによる実績
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	・廃棄物減量等推進審議会の設置 ・門真市プラスチック削減プラットフォームの設置	・平成 26(2014)年一般廃棄物処理手数料見直しについて審議するため、廃棄物減量等推進審議会設置 ・令和 4(2022)年度より門真市プラスチック削減プラットフォーム会議を開催
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開	・レジ袋削減キャンペーンの実施 ・エコバッグ作り講座の実施	・エコバッグの配布 ・令和 5(2023)年度参加者 12 名
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	・市ホームページ、広報かどまによる周知	・プラスチック製容器包装の分別定着 ・容器包装リサイクル率の向上
市民との意見交換会の開催	・美しいまちづくり推進協議会の設置	・エコバッグの配布 ・かどまエコアートコンクールの実施
店頭回収・拠点回収の拡充	・エコショップ制度の実施 ・廃油の拠点回収実施 ・フリーマーケット開催	・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成 25(2013)年にエコショップ制度終了 ・平成 29(2017)年より門真市立リサイクルプラザ等で廃油回収開始
	・フリーマーケットの開催 ・もったいないブースの設置(不用品の無償提供)	・平成 26(2014)年まで門真市立リサイクルプラザでフリーマーケット開催 ・平成 27(2015)年よりかどまエコフェスティバルにおいて、もったいないブース設置
	・市ホームページ、広報かどま、ごみ通信での周知 ・資源物持去り対策の実施	・資源物持去り禁止の啓発プレートを配布
	・市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の実施	・平成 29(2017)年 9 月から小型家電 4 か所、水銀使用廃棄物 8 か所で拠点回収実施
	・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施 ・パソコン、小型家電等の宅配回収の実施	・令和 5(2023)年度水銀使用廃棄物回収量 4,052kg ・令和 5(2023)年度パソコン、小型家電等の宅配回収量 4,477kg
	・使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施	・令和 4(2022)年度より市内公共施設 4 か所、小中学校へ設置
分別収集の拡充	・ペットボトルの収集頻度を月 1 回⇒月 2 回に変更	・平成 23(2011)年 4 月から変更
分別排出ルール周知徹底	・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」の配布	・関係課の協力により実施
	・市ホームページ、広報かどまでの周知	・容器包装リサイクル率の向上
	・作業日報の提出 ・分別指導の実施	・適正排出によるスムーズな収集活動 ・不適正排出の減少

計画策定時の内容		実施した取り組み	取り組みによる実績
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続	・集団回収実施団体 109 団体
		・ごみ減量化推進協議会の設置	・平成 29(2017)年協議会休止
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施	・府営住宅建て替え時に開発協議を実施等
再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化	1)再生品の使用拡大	・エコショップ制度の実施	・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成 25(2013)年にエコショップ制度終了
		・再生紙の利用	・全庁で再生紙を利用
	2)再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施	・魚腸骨 3 事業者、廃油 1 事業者、動物性残渣 1 事業者、木くず 2 事業者

(2)排出者責任の浸透と事業者の自主的ごみ減量の取り組みを促進

○ごみ減量手引き作成、事業所研修の実施、商工会議所との連携強化等により、事業系ごみの処理責任は排出者であることを浸透し、自己管理の意識の啓発を図ります。

○事業所の規模、また、紙類や厨芥類等排出されるごみの内容等、事業所の特性に応じたごみ減量の取り組みを、ごみ減量手引き作成、先進事業所との意見交換会の実施等により促進します。

計画策定時の内容			実施した取り組み	取り組みによる実績
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着			・市ホームページ ・広報かどまでの周知	・事業所による適正排出
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1)分別排出の徹底		・廃棄物の適正処理に関する周知・啓発	・許可業者を通じて廃棄物の適正処理を周知
	2)個別事業所に対するごみ減量指導の強化	①事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認	・事業系ごみの減量進捗状況の把握
		②多量排出事業者に対するごみ減量指導の強化	・減量計画書の提出	・事業系ごみの減量進捗状況の把握
		③立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施	・令和5(2023)年度実施件数8件
		④事業系ごみ減量の手引きの作成	・事業系ごみ分別ハンドブックの作成	・事業系ごみの分別排出の実施
		⑤優良事業所の顕彰制度の導入	・未実施	・未実施
		⑥新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施	・開発協議の実施
	3)情報提供・相談体制の確立		・分別排出相談の随時対応	・事業所からの相談に随時対応
	4)意見交流会等の開催		・未実施	・未実施
	5)小規模事業所向けごみ減量化モデル事業の検討		・未実施	・未実施
6)許可業者との連携と指導		・許可業者事務研修会の開催	・令和5(2023)年度6回開催	
搬入検査の強化			・展開検査の実施	・令和5(2023)年度8回実施
生ごみ等有機資源のリサイクルの促進			・減量計画書に基づく指導	・各事業所の取り組みとして食品リサイクルの実施
ごみ減量ヘインセンティブが働く収集システムの検討			・事業系一般廃棄物処理手数料の改定	・平成27(2015)年4月より10キログラムにつき85円⇒10キログラムにつき90円に改定

計画策定時の内容		実施した取り組み	取り組みによる実績
公共施設における率先行動の充実	1)職員へのごみ減量意識の徹底	・門真市エコオフィス推進計画の策定	・分別の徹底 ・裏紙の再利用等
	2)公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取り組み強化	・水銀使用廃棄物の分別回収	・水銀使用廃棄物の適正処理 ・分別の徹底

(3)環境を守る主体的行動実践者の育成

○小学校や市内事業所と連携して、環境教育を充実するとともに、門真市立リサイクルプラザを核とした市民への情報提供、ごみ問題等に関する学習・研修機能を強化し、環境を守り、ごみの減量に、主体的に取り組む市民を育成します。

○事業者に対しても情報提供を行い、また、関係者の相互交流の場を提供する等により、大規模事業所だけでなく小規模事業所についても自主的にごみ減量活動等に取り組む事業者を拡大します。

計画策定時の内容			実施した取り組み	取り組みによる実績
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化			・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・施設見学の受入実施 ・環境啓発講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施	・平成30(2018)年度施策評価アンケートでの施設認知度48.9% ・令和5(2023)年度施設見学数18件875人 ・令和5(2023)年度環境啓発講座実施数8回266人 ・かどまエコアートコンクール466人参加 ・かどまエコフェスティバルにおいてリサイクル工房利用団体による作品展示、もったいないブースの実施
環境にやさしい生活の定着	1)啓発活動・環境教育の充実	①啓発活動の充実	・市ホームページ・広報かどま・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施	・かどまエコフェスティバルにおける啓発
		②環境教育の充実	・環境副読本の作成 ・環境学習(施設見学)の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・環境学習(施設見学)の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施	・市内全小学4年生に環境学習として施設見学を実施 - 令和5(2023)年度14校 ・同上
	2)環境やごみに関する情報提供の充実		・市ホームページ・広報かどまでの情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内	・随時提供 ・令和5(2023)年度施設見学数18件875人
	3)環境を守る運動の展開		・ごみ減量化推進協議会の実施	・平成29(2017)年協議会休止
	4)ごみの自己減量のための支援の充実		・生ごみ堆肥化容器、電動式生ごみ処理機器の購入への助成	・平成24(2012)年助成制度廃止
	環境に配慮した事業活動の浸透		1)エコショップ加盟店の拡大と制度の充実	・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成25(2013)年にエコショップ制度終了
	2)環境管理の理念の浸透		・エコアクション21について、市ホームページに掲載	・研修等は未実施

(4)低炭素社会に即した循環型システムの構築

- 3R行動の浸透と合わせて分別収集を拡充し、ごみ減量を推進し、環境負荷の少ない循環型社会形成をめざします。
- 収集車両等を計画的に低環境負荷型に切り替えます。
- 現在の焼却施設等の長寿命化を図るとともに、次期焼却施設の整備に向けて、周辺都市との連帯による広域処理も含めて、慎重に検討し、準備を進めます。
- 循環型社会の構築、低炭素社会の実現、処理事業の効率化、市民へのサービス内容の充実、新たな情報媒体の活用等、時代の流れに応じた処理システムを構築します。

計画策定時の内容		実施した取り組み	取り組みによる実績
低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の策定	・CO ₂ の19%削減(2019年度比)
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立		・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化	・令和5(2023)年度委託率82.5%
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		・さわやか訪問 ・ふれあいサポート	・平成18(2006)年よりさわやか訪問実施(粗大ごみ) ・平成29(2017)年度よりふれあいサポート収集開始(普通ごみ等)
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施	・労働安全衛生講習会の年1回実施 ・交通安全講習会の年2回実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施による危険箇所等改善
収集車両の環境負荷の低減		・天然ガス自動車の導入	・令和2(2020)年度まで使用
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定	・長寿命化計画の策定検討
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		・定期的な維持保守管理	・安定・効率的な稼働
		・展開検査の実施	・令和5(2023)年度8回実施
		・収集業務の民間委託実施	・令和5(2023)年度委託率82.5%
最終処分場の安定的確保	1)広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出	・最終処分場の安定的な確保
	2)ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定	・前回計画の目標達成
適正処理が困難な物への対応強化		・国・大阪府への要望書提出 ・市民・事業者への周知徹底	・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施
		・排出事業者への指導	・適正排出の指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールを検討		・医師会との協議	・感染の恐れがある医療廃棄物は医師会の協力のもと引き取りによる適正処理実施
		・情報収集の適宜実施	・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		・緊急時施設点検リストの作成 ・緊急連絡網の作成	・災害廃棄物処理計画の策定
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・美しいまちづくり推進協議会の設置	・キラッとかどま(市内統一清掃)の実施等による啓発

第5章 計画改定に向けた課題

第1節 家庭系ごみ減量の推進

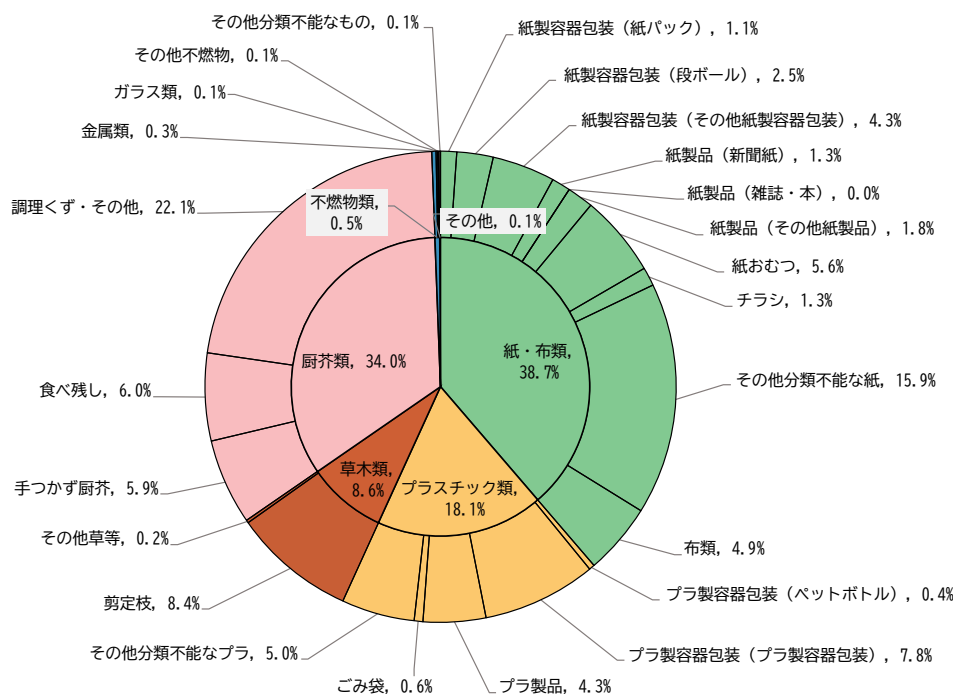
(1) 厨芥類について

家庭系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が34.0%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が5.9%、食べ残しが6.0%、調理くず・その他が22.1%となっています。

手つかず厨芥については、令和元(2019)年度実施のアンケート調査の結果から「消費期限と賞味期限の違い・意味を理解している」の回答は87～90%と高い結果となっていますが、一方で「食品を購入する際に少しでも期限までの期間が長いものを買う」の回答が最も多く43%となっています。

また、食べ残しの原因として「普段より作り過ぎたから」の回答が最も多く35%となっています。

さらに、厨芥類の中で最も比率の多い調理くず・その他については、「野菜類の過剰除去」が多く、これらの削減に向けた対策が必要です。



(令和元(2019)年6月、門真市クリーンセンターにて実施)

図 2-30 家庭系ごみ組成調査結果(重量比)

(2)分別の徹底について

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが8.2%(ペットボトル0.4%、その他プラ製容器包装7.8%)、古紙・古布として分別可能なものが4.9%(新聞紙1.3%、紙パック1.1%、段ボール2.5%)、小型ごみとして排出されるべきもの0.4%(金属類0.3%、ガラス類0.1%)が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。

(3)その他資源化可能なもの

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、草木類が8.6%、そのうち剪定枝が8.4%となっており、資源化の検討の余地があります。

第2節 事業系ごみ減量の推進

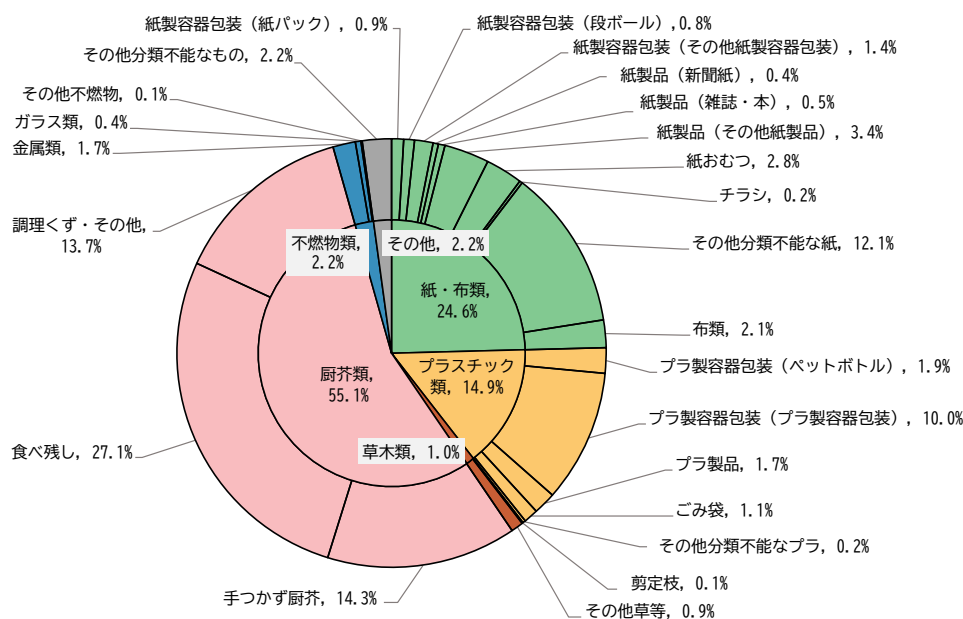
(1)厨芥類について

事業系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が55.1%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が14.3%、食べ残しが27.1%、調理くず・その他が13.7%となっています。

これらの削減に向けた対策が必要です。

(2)分別の徹底について

事業系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが11.9%(ペットボトル1.9%、その他プラ製容器包装10.0%)、古紙・古布として分別可能なものが3.0%(新聞紙0.4%、紙パック1.1%、段ボール0.8%、雑誌・本0.5%、チラシ0.2%)、小型ごみとして排出されるべきもの0.4%(金属類0.3%、ガラス類0.1%)が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。



(令和元(2019)年6月、門真市クリーンセンターにて実施)

図 2-31 事業系ごみ組成調査結果(重量比)

(3) 1人1日当たり事業系ごみ排出量について

平成29(2017)年度の1人1日当たり事業系ごみ排出量は、全国類似都市との比較においても57市町村中51位、大阪府内の他都市との比較においても43市町村中38位と下位に位置しており、北河内7市の平均と比べても多くなっています。原因として、大阪府内の他都市との比較において昼夜間人口比率との関連をみると、昼夜間人口比率が高い都市は1人1日当たり事業系ごみ排出量が多い傾向があり、本市の昼夜間人口比率は109%と高いことから、昼間の市外からの労働者の流入により事業系ごみが多くなっていると考察されます。

表 2-10 1人1日当たり事業系ごみ排出量と昼夜間人口比率(大阪府内)

順位	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量(事業系) (g/人・日)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比率 (昼間人口/夜間人口) (%)
1	大阪府太子町	13,615	48	10,715	77.9
2	大阪府千早赤阪村	5,391	58	4,784	89.0
3	大阪府島本町	30,636	87	22,790	76.0
4	大阪府忠岡町	17,226	130	16,201	93.7
5	大阪府富田林市	112,594	135	99,823	87.6
6	大阪府交野市	77,898	136	59,274	77.5
7	大阪府豊能町	20,135	137	13,923	69.8
8	大阪府河南町	15,742	143	15,796	98.0
9	大阪府河内長野市	107,476	164	90,462	84.6
10	大阪府四條畷市	55,806	167	47,845	85.3
11	大阪府大阪狭山市	58,134	171	51,316	88.8
12	大阪府松原市	120,932	185	109,535	90.7
13	大阪府羽曳野市	112,812	188	96,966	86.1
14	大阪府柏原市	70,251	197	67,341	94.7
15	大阪府大東市	121,936	199	120,542	97.8
16	大阪府岬町	16,180	205	13,183	82.7
17	大阪府寝屋川市	235,959	212	210,924	88.8
18	大阪府八尾市	267,764	215	253,886	94.5
19	大阪府枚方市	404,324	229	359,078	88.8
20	大阪府熊取町	43,926	230	35,519	79.9
21	大阪府池田市	103,501	243	94,541	91.7
22	大阪府高石市	57,992	246	52,666	93.2
23	大阪府田尻町	8,621	250	8,960	106.5
24	大阪府阪南市	55,394	255	42,155	77.7
25	大阪府吹田市	370,365	264	362,737	96.9
26	大阪府高槻市	353,540	277	309,389	87.9
27	大阪府和泉市	186,237	277	161,475	86.8
28	大阪府豊中市	405,463	293	349,896	88.5
29	大阪府守口市	144,083	302	136,585	95.5
30	大阪府堺市	841,345	313	785,324	93.6
31	大阪府能勢町	10,399	325	9,304	90.7
32	大阪府箕面市	137,766	333	115,249	86.4
33	大阪府藤井寺市	65,443	363	55,605	85.0
34	大阪府泉大津市	75,273	395	68,995	90.9
35	大阪府泉南市	62,549	412	58,383	93.5
36	大阪府摂津市	85,260	423	93,646	110.2
37	大阪府東大阪市	491,002	428	522,051	103.8
38	大阪府門真市	123,972	429	134,737	109.0
39	大阪府茨木市	281,320	438	258,310	92.2
40	大阪府岸和田市	197,142	444	175,695	90.1
41	大阪府貝塚市	88,059	518	78,167	88.1
42	大阪府大阪市	2,700,666	556	3,543,449	131.7
43	大阪府泉佐野市	100,783	874	107,084	106.1
平均		205,928	277	214,519	91.4
最大		2,700,666	874	3,543,449	131.7
最小		5,391	48	4,784	69.8
標準偏差		422,264	153	542,240	10.7
当該市町村実績		123,972	429	134,737	109.0

※総人口は平成29(2017)(廃棄物処理事業実態調査)、昼間人口及び昼夜間人口比率は平成27(2015)(国勢調査)による。

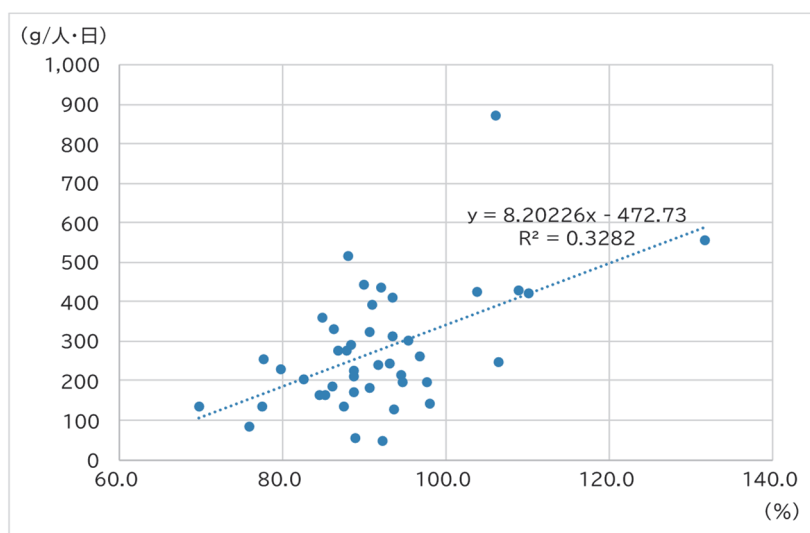


図 2-32 1人1日当たり事業系ごみ排出量と昼夜間人口比率の相関分布(大阪府内)

第3節 ごみ処理費用について

平成28(2016)年度のごみ1t当たりの処理費用は約6万4千円であり、北河内7市平均(約5万3千円)、大阪府内平均(約5万7千円)と比べて高くなっており、特に中間処理費用についてはごみ1t当たりの処理費用、人口1人当たりの処理費用いずれにおいても特に高くなっています。

また、ごみ1t当たりの処理費用は収集運搬・中間処理・最終処分費用いずれの単価も増加傾向にあることから、ごみ処理費用の適正化に向けた方策について検討する必要があります。

第4節 リサイクルの推進について

平成29(2017)年度のリサイクル率は12.5%で、全国類似都市との比較において57市町村中49位、大阪府内の他都市との比較においても43市町村中32位と下位に位置しており、北河内7市の平均15.9%と比べても下回っており、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。

第5節 ごみ処理体制のあり方について

一般的にごみ処理施設の耐用年数が20年から25年程度とされるなか、令和2(2020)年3月で、平成元(1989)年3月に稼働したごみ焼却施設である第4号炉と破碎処理施設は31年となり、平成8(1996)年3月に稼働した第5号炉は24年が経過しています。また、資源化施設である門真市立リサイクルプラザも、平成14(2002)年3月の稼働から18年が経過しており、いずれの施設も老朽化に伴う補修工事費の増加が避けられない状況にあることから、今後のごみ処理体制のあり方について検討し、早期に方針を決定する必要があります。

第6章 基本理念

循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち 門真

国内では、循環型社会の構築をめざした動きとして、各種の法制度等の基盤が着実に整備され、SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)の推進といった地球温暖化防止、低炭素社会の実現をめざす動きが活発となっています。

「門真市第6次総合計画」(令和2(2020)年3月)においても、めざすべき方向性として「循環型社会の形成と低炭素社会を構築し、市民や住環境にやさしいまちをつくれます」を示し、本計画に関連する基本施策として、「地球環境保全」や「生活環境保全」、「快適に暮らせる生活基盤の整備」、「安全・安心な暮らしを支える体制づくり」、「危機管理と災害時対策」、「公共施設の適正管理」等が挙げられています。

本計画では、基本理念を「循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち 門真」とし、市民・事業者・行政がそれぞれ役割分担して、ごみの減量やリサイクル、適正処理を継続することにより、循環型社会・低炭素社会の構築をめざします。

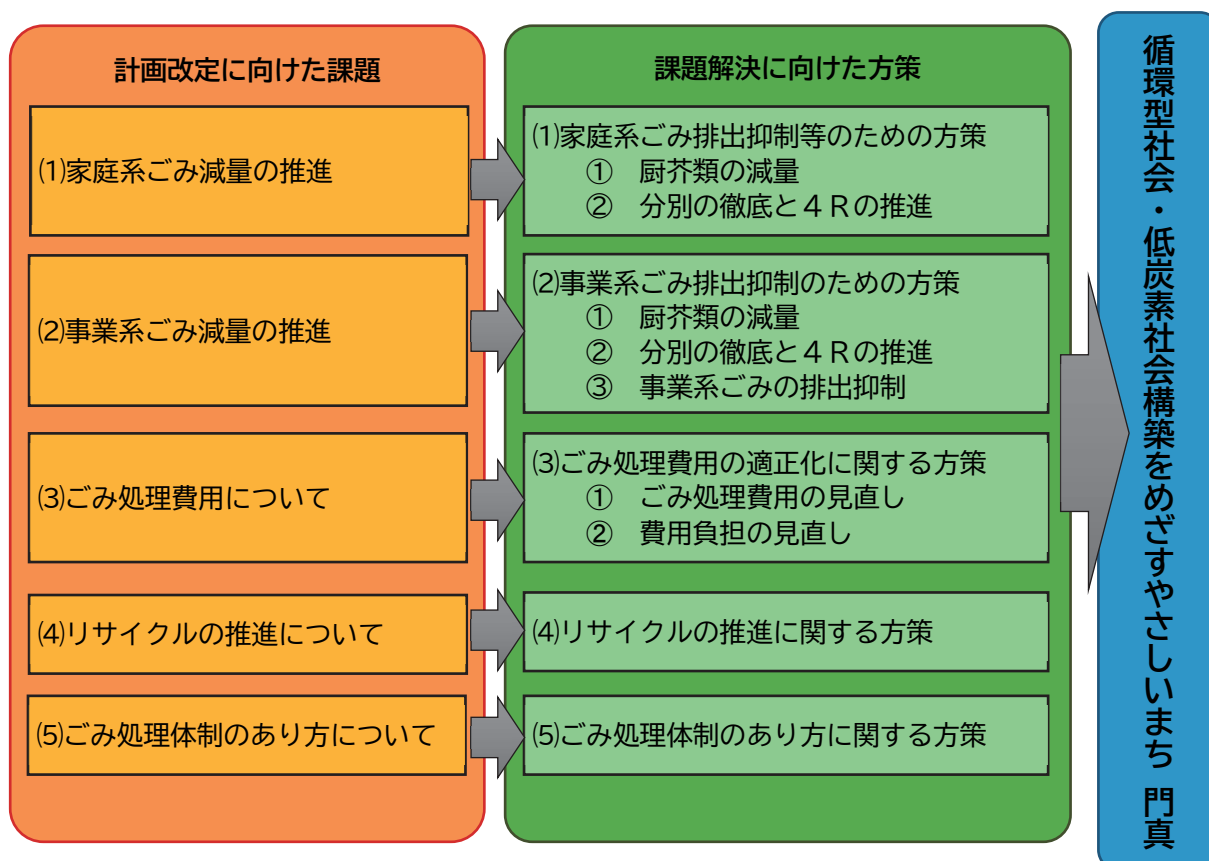


図 2-33 ごみ処理基本計画の体系図

第7章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ将来排出量推計の方法

ごみの将来排出量は、過去10年間(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)のごみ種類別排出量原単位(1人1日当たりごみ量)から、各ごみ種類別の将来ごみ排出量原単位(家庭系ごみは市民1人1日当たり排出量。事業系ごみは1事業所当たり排出量)の推移をそれぞれ算出し、将来人口及び将来事業所数に乗じたものを設定します。

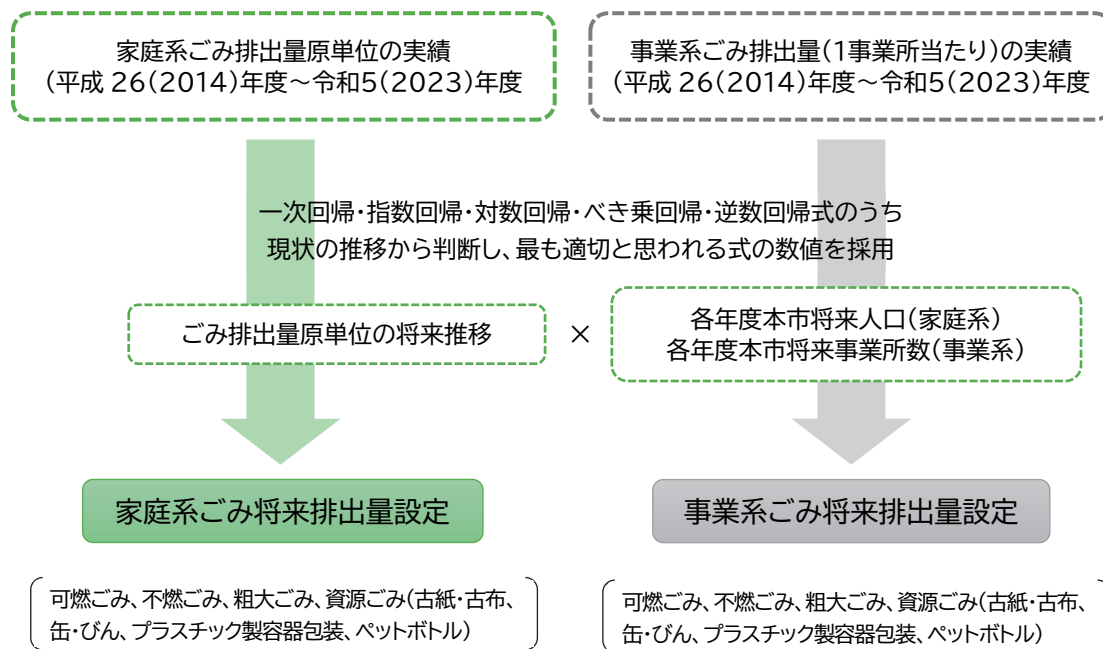


図 2-34 ごみ将来排出量の設定フロー

(1)将来人口及び将来事業所数の設定

将来人口は、門真市第6次総合計画改訂版人口ビジョン(令和7年(2025)年3月)に基づくこととします。

当該展望値は令和7(2025)年度と令和12(2030)年度に設定されているため、令和11(2029)年度までの中間年度の人口は、令和5(2023)年度の人口が令和7(2025)年度と令和12(2030)年度の展望値に向けて等差推移するものとし、表2-11及び図2-35のとおり設定しました。

表 2-11 門真市人口ビジョンに基づく将来人口設定

年度	実績										推計人口						
	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
人口(人)	126,756	125,612	124,952	123,972	122,787	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554	113,983	112,861	111,750	110,649	109,559	108,480

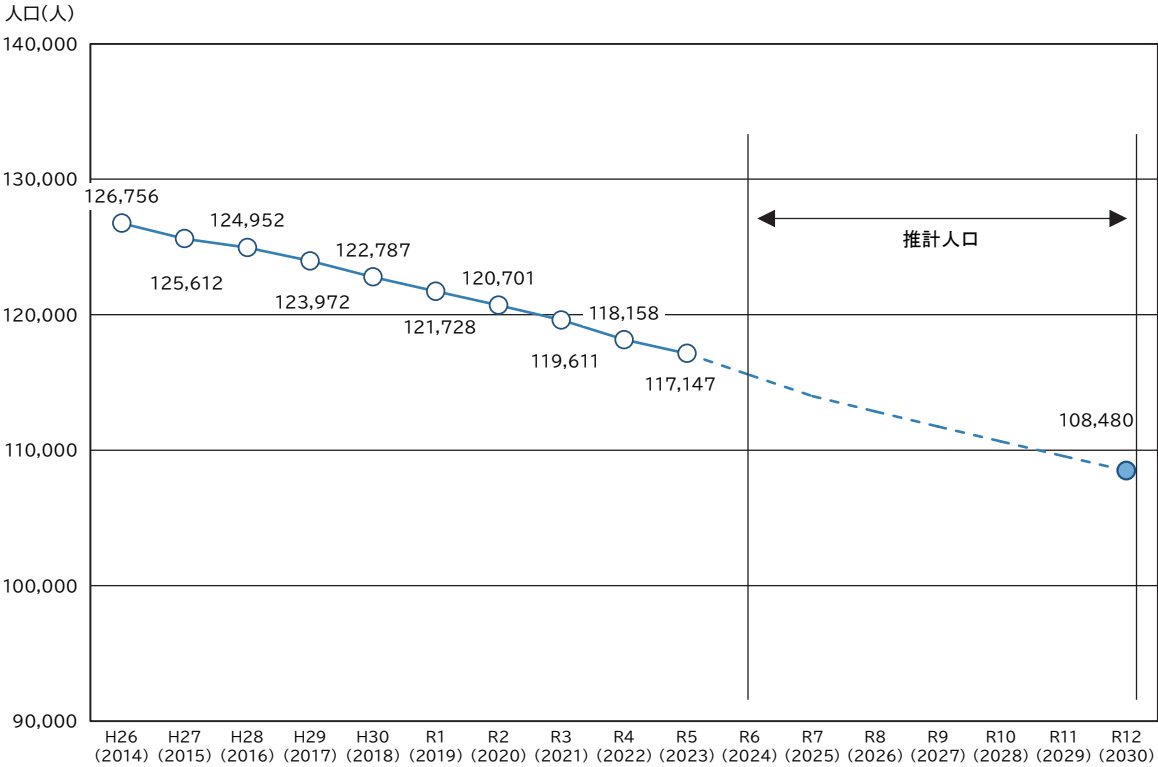


図 2-35 門真市人口ビジョンに基づく将来人口設定

また、事業系ごみの活動量である事業所数については、経済センサスによる事業所数を直線回帰により予測した値で設定しました。

(2)ごみ量推計方法(現状趨勢の場合)

本計画のごみ量の推計については、『ごみ処理基本計画策定指針(平成28(2016)年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)』に基づき、トレンド法における5種類の推計式(①一時回帰式、②対数回帰式、③指数回帰式、④べき乗回帰式、⑤逆数回帰式)を用いて得られた推計結果の中から、過去の推移から現実的ではない過大(過小)な推計結果を避けつつ、過去の実績の推移から最も妥当と考えられる推計式を採用した。

ただし、5種類の推計式のいずれの推計式においても、採用に適さない推計結果(現実的ではない過大(過小)な推計結果等)となった場合は、実績値の推移において最も適切と考えられる近似式を採用したほか、実績値の推移において上下が大きい変動を示す場合は、実績の平均値を採用するなど総合的に勘案して、最も妥当と考えられる推計結果を採用しました。

第2節 将来のごみ処理フロー(現状趨勢の場合)

現状趨勢の場合の最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フローを以下に示します。

令和5(2023)年度実績と比較して、1人1日あたり排出量は変わりませんが、ごみ総排出量は3,011 t (7.6%)の削減、最終処分量は429 t (7.8%)の削減となります。

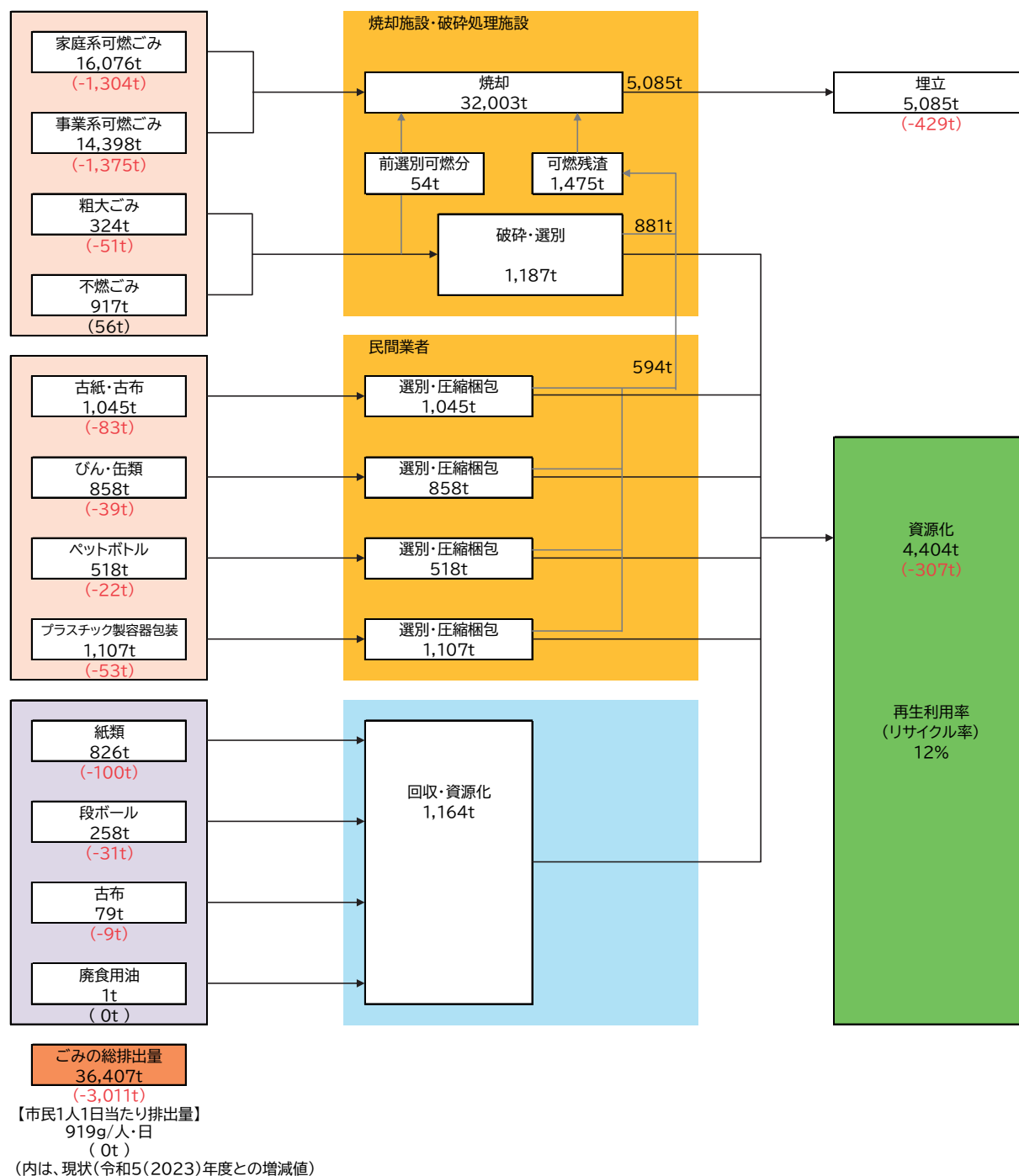


図 2-36 最終目標年次(令和 12(2030)年度)のごみ処理フロー(現状趨勢の場合)

第8章 課題解決に向けた方策

「第5章 計画改定に向けた課題」及び計画策定後における諸情勢の変化を踏まえて、本市が今後特に重点的に取り組んでいく方策を以下のとおりとします。

なお、食品ロス対策については、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定による市町村食品ロス削減推進計画として、本計画の第3部にとりまとめました。

第1節 課題解決に向けた方策

(1) 家庭系ごみ排出抑制等のための方策

① 分別の徹底と4Rの推進

可燃ごみ(普通ごみ)中に、資源化可能なプラ製容器包装(ペットボトル、その他プラ製容器包装)、プラスチック製品廃棄物、古紙・古布、空き缶、空きびんのほか、本来は小型ごみとして排出されるべきものが混入していることから、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知を行うとともに環境問題やごみのリサイクル等を推進するための啓発イベントを開催する等、さまざまな手法により周知・啓発を行っていきます。

また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製のハンガー、おもちゃ、バケツなどの製品プラスチックの分別収集を早期に実施できるよう取り組んでいきます。

本市では令和元(2019)年6月に「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言及び同宣言に伴うアジェンダ(行動内容)」を定めており、これらに基づく取り組みを推進します。

さらに、ごみの減量化を図るため、ごみの分別を進めていくとともに、4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】についても推進していきます。

(2) 事業系ごみ排出抑制等のための方策

① 分別の徹底と4Rの推進

事業所から排出される廃プラスチック類(弁当がら等の容器、ペットボトル等)、空き缶、空きびんは、これまで事業系一般廃棄物として本市で処理してきましたが、指導権限を有している大阪府の見解では産業廃棄物であることから、産業廃棄物として適正に処理するよう分別の徹底について、周知・啓発を行っていきます。

事業系ごみ中にも家庭系ごみと同様に、資源化可能な紙類はクリーンセンター(焼却施設)での受入れを禁止し、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により事業者へ周知を行っていきます。

また、家庭系と同様、事業系ごみについても4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】を推進していきます。

②事業系ごみの排出抑制

本市の事業系ごみ排出量は、全国類似都市、大阪府内他都市、北河内7市いずれとの比較においても多いことから、事業系ごみの排出抑制方策を実施していきます。

具体的な方策として下記の施策を行います。本市としてはこれらを実施するための体制の整備等を行います。

■展開検査

門真市クリーンセンターへ搬入された事業系ごみについて、展開検査を実施し、産業廃棄物や搬入不適物が搬入されないよう確認を行います。

■事業所への指導・立ち入り検査

展開検査において不適切なごみの搬入が確認された事業者に対して、適正なごみ排出ルール of 徹底やごみ減量への協力について指導を行います。

また、多量排出事業者への立ち入り検査を定期的の実施するなど、必要に応じて事業所への立ち入り検査を行います。

(3)ごみ処理費用の適正化に関する方策

第2部第3章ごみ処理費用の現状で述べたとおり、本市のごみ1 t当たりの処理費用は約7万3千円、うち中間処理費用はごみ1 t当たり約3万2千円となっており、この数年でごみ1 t当たりの処理費用が大きく増加していることから、より効率的・効果的なごみ処理に努め、ごみ処理費用の適正化を図ります。

① 効率的・効果的なごみ処理の実施

ごみ処理費用の適正化を図るため、より効率的・効果的なごみ処理ができるよう、ごみの収集運搬体制や中間処理体制の見直しを図ります。

② ごみ処理手数料の見直し

他都市と比較して排出量の多い事業系ごみや申込件数の多い持込みごみについて、他都市ごみ等の不適切搬入の防止、受益者負担の原則、ごみ減量行動への誘導、ごみ処理に対する市民意識の向上、費用負担の公平化等の観点から、持込みごみの処理手数料を中間処理に要した費用の半額程度に見直しするほか、粗大ごみの持込みについては、収集する粗大ごみに処理券制を導入していることとの整合性を考慮し、収集する粗大ごみと同程度の処理手数料となるよう制度を見直します。

また、動物死体の処理方法については、ペット飼い主の感情等に配慮し、動物死体専用の処理業者への委託が選択できるよう制度を見直します。

③ 家庭ごみの有料化

家庭ごみ(普通ごみ)の有料化については、市民の理解や協力が不可欠であるほか、家庭ごみ有料化の導入に伴い不法投棄の増加が懸念されることから、周辺自治体との連携が必要であり、各種施策によるごみ減量化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討します。

(4)リサイクルの推進に関する方策

リサイクルの推進として、資源化可能な紙類の分別、小型家電の選別、リサイクルショップでの不用品買取、剪定枝等の資源化、再生資源集団回収活動の活性化等に努めます。

また、魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島サステナブルフィッシュリーズ(株)において資源化を図るものとします。

(5)ごみ処理体制のあり方に関する方策

将来的な施設の整備・運営のあり方については、国及び大阪府によって示されているごみ処理広域化の推進という政策方針、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減等を踏まえて検討していくこととしました。

このような状況の中、本市から令和元(2019)年12月に大阪広域環境施設組合の4構成市へごみ処理広域化にかかる検討への依頼を行ったことを契機に検討が進められ、令和3(2021)年3月に「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」を大阪広域環境施設組合の構成市である大阪市、八尾市、松原市、守口市及び本市の間で締結し、共同処理開始に向けて引き続き協議することになっています。

門真市のごみ処理がより安定的かつ効果的に処理できるよう、関係先との協議、検討を進めていきます。

<参考1>大阪広域環境施設組合のごみ焼却工場の概要
ごみ焼却工場一覧

工場名	西 淀	八 尾	舞 洲	平 野	東 淀	住之江
建設年月	平成 7 (1995) 年 3 月	平成 7 (1995) 年 3 月	平成 13 (2001) 年 4 月	平成 15 (2003) 年 3 月	平成 22 (2010) 年 3 月	令和 5 (2023) 年 3 月
プラントメーカー	(株)タクマ	三菱重工(株)	日立造船(株)	JFE エンジニアリング(株)	日立造船(株)	(株)タクマ
規 模	300t/日 × 2 基	300t/日 × 2 基	450t/日 × 2 基	450t/日 × 2 基	200t/日 × 2 基	200t/日 × 2 基
発電能力	14, 500kW × 1 基	12, 800kW × 1 基	32, 000kW × 1 基	27, 400kW × 1 基	10, 000kW × 1 基	11, 300kW × 1 基
敷地面積 (㎡)	25, 000	40, 000	33, 000	39, 000	16, 000	32, 000
建築面積 (㎡)	8, 100	10, 000	17, 000	14, 000	9, 300	9, 700
当初建設費 (億円)	290	290	609 (84)	496	195	193
ダイオキシン類対策費 (億円)	—	—	—	—	—	—
備考	蒸気供給	蒸気供給	蒸気供給 破碎設備併設	敷地面積は旧工場分を含む		

※ 建築面積には計量棟及び別棟の管理棟を含む。
※ 舞洲工場破碎処理設備：回転式 120 t/5h × 1 基、低速回転剪断式 50 t/5h × 1 基。舞洲工場の当初建設費の (84) は破碎処理設備に係る建設費で内数。
※ ダイオキシン類対策費は、法律により定められた排出基準を順守するため、別途、対策工事が必要であった工場のみ記載。
出典：令和 6 年度 事業概要 (令和 6 年10月 大阪広域環境施設組合)

ごみ焼却工場での焼却処理量

年 度	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度
大阪市	936, 878	922, 523	898, 806	902, 367	933, 748	930, 526	854, 755	856, 493	871, 241	874, 049
八尾市	72, 132	71, 740	68, 908	65, 489	67, 274	69, 026	67, 662	66, 883	64, 871	62, 706
松原市	25, 189	25, 005	25, 313	26, 564	27, 191	28, 683	29, 257	29, 012	28, 485	28, 093
守口市	—	—	—	—	—	—	31, 606	31, 572	30, 851	30, 455
計	1, 034, 199	1, 019, 268	993, 027	994, 420	1, 028, 213	1, 028, 234	983, 281	983, 960	995, 448	995, 303

※守口市は令和 2 (2020) 年度より共同処理開始
出典：令和 6 年度 事業概要 (令和 6 年10月 大阪広域環境施設組合)

<参考2>大阪府内における単独市町村処理の自治体(門真市を除く)

自治体名	施設名	自治体名	施設名
池田市	クリーンセンター	寝屋川市	クリーンセンター焼却施設
高槻市	クリーンセンター第2工場、第3工場	堺市	クリーンセンター東第1工場、東第2工場、臨海工場、南工場
箕面市	環境クリーンセンター	島本町	清掃工場
吹田市	資源循環エネルギーセンター	忠岡町	クリーンセンター
茨木市	環境衛生センター第1工場、第2工場	岬町	美化センター
摂津市	環境センター3号炉、4号炉	熊取町	環境センター

※令和4(2022)年4月1日現在

出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

<参考3>大阪府内における一部事務組合の設置状況

一部事務組合	構成市町村	設立年月日
豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市、兵庫県伊丹市	昭和36(1961)年3月20日
泉北環境整備施設組合	泉大津市、和泉市、高石市	昭和38(1963)年2月1日
柏羽藤環境事業組合	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	昭和39(1964)年2月14日
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市、田尻町	昭和40(1965)年5月24日
東大阪都市清掃施設組合	大東市、東大阪市	昭和40(1965)年10月4日
四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市、交野市	昭和41(1966)年1月20日
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市、貝塚市	昭和41(1966)年9月5日
南河内環境事業組合	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	昭和42(1967)年10月19日
泉南清掃事務組合	泉南市、阪南市	昭和42(1967)年10月21日
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	豊能町、能勢町、兵庫県川西市、猪名川町	平成12(2000)年8月11日
北河内4市リサイクル施設組合※ ¹	枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市	平成16(2004)年6月1日
大阪広域環境施設組合※ ²	大阪市、八尾市、松原市、守口市	平成26(2014)年11月25日
枚方京田辺環境施設組合	枚方市、京都府京田辺市	平成28(2016)年5月31日

※平成31(2019)年4月1日現在

※1 北河内4市リサイクル施設組合は、一般廃棄物のうちプラスチック製容器包装の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を実施。

※2 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に令和元(2019)年10月1日から守口市が加入し、名称変更。

出典：大阪府ごみ処理広域化計画(令和元(2019)年8月策定)を一部修正

第2節 前回計画から継続・強化する取り組み

前回計画の内容を踏まえ、今後も継続又は強化していく施策は下記のとおりとします。

(1) 家庭系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取り組み
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり		・廃棄物減量等推進審議会の設置 ・門真市プラスチック削減プラットフォームの設置
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開		・レジ袋削減キャンペーンの実施
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化		・市ホームページ、広報による周知
店頭回収・拠点回収の拡充		・廃油の拠点回収実施 ・もったいないブースの設置(不用品の無償提供) ・市ホームページ・広報・ごみ通信での周知 ・資源物持去り対策の実施 ・市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施 ・パソコン・小型家電等の宅配回収の実施
分別排出ルールへの周知徹底		・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」の配布 ・市ホームページ・広報での周知 ・分別指導の実施
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施
再生品の使用拡大等 リサイクルシステムの安定化	1) 再生品の使用拡大	・再生紙の利用
	2) 再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施

門真市は、
ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業企業等と協働し、
プラスチックごみ削減へ取り組んでいます。



「リユースカップの貸出」



「ステンレス製ボトルの回収」



「マイボトル用給水機」



「パソコン小型家電の回収」

(2)事業系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容			継続・強化する取り組み
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着			・市ホームページ・広報での周知
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1) 分別排出の徹底		・廃棄物の適正処理に関する周知・啓発
	2) 個別事業所に対するごみ減量指導の強化	① 事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認 ・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出依頼
		② 立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施
		③ 事業系ごみ減量の手引きの作成	・事業系ごみ分別ハンドブックの作成
		④ 新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施
	3) 許可業者との連携と指導		・許可業者事務研修会の開催
搬入検査の強化			・展開検査の実施 ・搬入申請書の提出
ごみ減量ヘインセンティブが働く収集システムの検討			・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し
公共施設における率先行動の充実	1) 職員へのごみ減量意識の徹底		・門真市エコオフィス推進計画の推進
	2) 公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取り組み強化		・水銀使用廃棄物の分別回収

(3)環境教育・啓発等に関する主要な施策

前回計画の内容			継続・強化する取り組み
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化			・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・環境学習推進講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施
環境にやさしい生活の定着	1)啓発活動・環境教育の充実	①啓発活動の充実	・市ホームページ・広報・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		②環境教育の充実	・環境副読本の作成 ・環境学習(施設見学)の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施
	2)環境やごみに関する情報提供の充実		・市ホームページ・広報での情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内



(4)脱炭素社会・循環型社会構築に関する施策

前回計画の内容		継続・強化する取り組み
脱炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営		・門真市エコオフィス推進計画の推進 ・門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立		・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化
市民ニーズに対応した収集サービスの実施		・さわやか訪問 ・ふれあいサポート
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保		・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡視実施
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備		・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を実施
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化		・定期的な維持保守管理 ・展開検査の実施 ・収集業務の民間委託実施
最終処分場の 安定的確保	1)広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出
	2)ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定
適正処理が困難な物への対応強化		・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施 ・排出事業者への指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討		・医師会の協力に基づく感染性医療廃棄物の引き取りによる適正処理実施 ・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実		・災害廃棄物処理基本計画に基づく実施要領策定 ・実施要領の適宜見直し
きれいで潤いのあるまちづくりの推進		・キラッとかどま(市内統一清掃)の実施等による啓発

第3節 将来のごみ処理フロー(施策実施後)

施策実施後の最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フローを以下に示します。

令和5(2023)年度実績と比較して、ごみ総排出量は6,108トン(15.5%)の削減、1人1日当たりでは78g/人・日(8.5%)の削減、最終処分量は941t(17.1%)の削減となります。

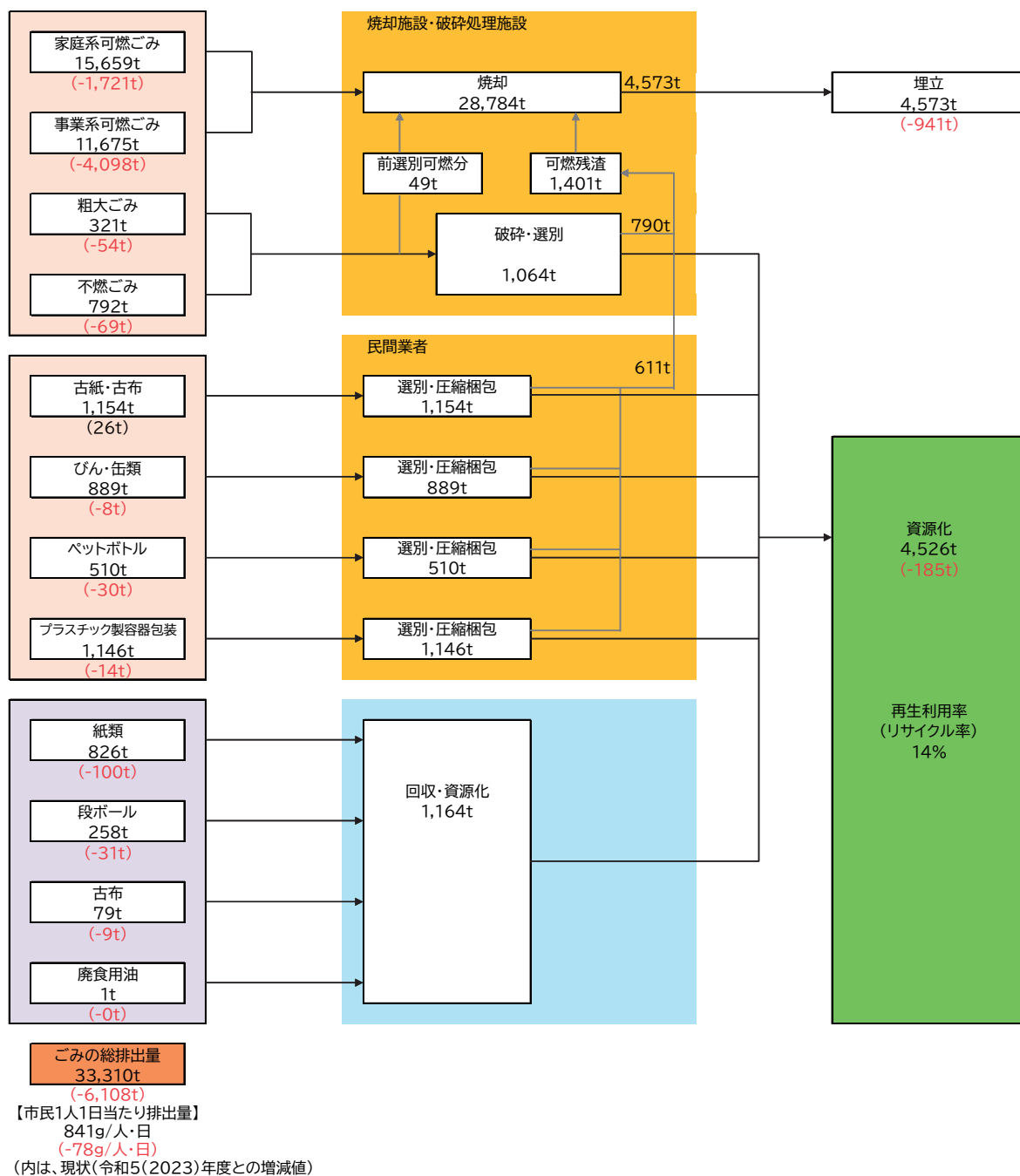


図2-37 最終目標年次(令和12(2030)年)のごみ処理フロー(施策実施後)

第9章 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

第1節 収集運搬計画

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、下表のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスの提供等、必要に応じて見直していくものとします。

表 2-12 ごみ収集区分と収集体制

項目		分別名称	収集回数	収集方法等	収集方式	収集体制
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	週2回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋	戸別・ステーション方式	直営 (一部委託)
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋		
		びん・缶類	週1回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋		
		古紙・古布	月1回 (3束/回まで)	・古紙：紐結束 ・ダンボール：50cm以下に折り畳み十字結束 ・古布：45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋		
		ペットボトル	月2回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋 ・キャップ：小袋に入れて「プラスチック製容器包装」として排出 ・ラベル：「プラスチック製容器包装」として排出		
	不燃ごみ	小型ごみ	月1回 (傘4本/回、枝2束/回)	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋 ・割れ物等の危険物：紙に包んで「キケン」表示 ・乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物：別袋 ・枝：結束		
	粗大ごみ	粗大ごみ	事前予約制	処理券貼付	原則戸別	
	臨時ごみ		事前予約制	申し込みの都度		
事業系ごみ			随時	許可業者		
持込みごみ		家庭系ごみ	自己搬入			
		事業系ごみ	自己搬入			
その他	処理の申込があったもの		自己搬入			
	不明のもの		通報の都度			直営

※令和6(2024)年4月1日現在

第2節 中間処理計画

市民や事業者から排出されたごみについては、本市の中間処理施設等で適正に処理するとともに、資源ごみについては民間事業者に委託し資源化等を行っています。

なお、令和3(2021)年3月に締結した大阪広域環境施設組合構成市との「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」により、1炉体制に移行した際に必要となるごみ処理ができる見込みとなったことから、令和5(2023)～6(2024)年度に第5号炉を中心とした基幹的設備改良工事を行いました。令和7(2025)年度以降は第5号炉のみで焼却処理を行う1炉体制となりますが、引き続き安定したごみ処理体制を確保できるよう、大阪広域環境施設組合とのごみ処理広域化を含めて検討していきます。

中間処理の現状は、以下に示すとおりです。

表 2-13 中間処理対象ごみ及び処理方法

項目	分別名称	処理施設	処理方法	二次処理
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ 門真市クリーンセンター 焼却施設 他自治体に委託	焼却	埋立
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	民間事業者委託	選別・圧縮梱包
		びん・缶類	民間事業者委託	選別・圧縮梱包
		古紙・古布	民間事業者委託	選別・圧縮梱包
		ペットボトル	民間事業者委託	選別・圧縮梱包
	不燃ごみ	小型ごみ 門真市クリーンセンター 破砕処理施設	破砕・選別	資源化
	粗大ごみ	粗大ごみ 門真市クリーンセンター 破砕処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立
	臨時ごみ	門真市クリーンセンター 破砕処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立
事業系ごみ	可燃ごみ	門真市クリーンセンター 焼却施設	焼却	埋立
	不燃ごみ 粗大ごみ	門真市クリーンセンター 破砕処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立
持込みごみ	可燃ごみ	門真市クリーンセンター 焼却施設	焼却	埋立
	不燃ごみ 粗大ごみ	門真市クリーンセンター 破砕処理施設	破砕・選別	焼却・資源化・埋立

※令和6(2024)年4月1日現在

第3節 最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化等により最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

表 2-14 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物	最終処分場
焼却残渣	大阪湾広域臨海環境整備センター

※令和6(2024)年4月1日現在